

教育委員会の点検・評価に関する報告書  
対象年度 平成30年度

守口市教育委員会

令和元年9月

# 目次

## I 教育委員会の点検・評価

### (1) はじめに

- ①点検・評価の趣旨
- ②点検・評価の対象
- ③点検・評価の方法
- ④点検・評価の構成

### (2) 守口市教育委員会の組織・構成

- ①教育委員名簿
- ②教育委員会事務局組織の概要

### (3) 守口市教育委員会の活動状況

- ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件
- ②教育委員の活動状況
- ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

### (4) 平成30年度の教育委員会の取組み

- 教育委員会の決算・予算
- 守口市教育大綱について
- 平成30年度 めざす守口の教育（概要）

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

### 学校教育分野

#### 【基本方針1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

- 授業改善の推進
- 学習規律と言語能力の育成
- 自学自習力の育成
- 支援教育の充実
- 就学前教育・保育との連携

#### 【基本方針2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 生徒指導の充実
- キャリア教育の充実

**【基本方針 3】**

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

**【基本方針 4】**

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

- 学校経営の改善
- 教職員の資質向上・研修の充実
- 教育環境の充実

社会教育分野

**【基本方針 5】**

生涯学べる社会をつくる

- ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～
- 社会教育の振興

# I 教育委員会の点検・評価

## (1) はじめに

### ①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、評価した内容を次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)  
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)  
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前項第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。  
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### ②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び重点項目を策定し、より効果的かつ効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成30年度に掲げた主な取組みをもとに、新たに項目立てした教育委員会の取組みを点検・評価の対象としました。

### ③点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成30年度の事務の管理・執行の状況を4段階で評価し、評価の根拠及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性の箇所で説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

#### 【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

学校教育分野

・関西外国語大学 英語キャリア学部  
 (英語キャリア学科小学校教員コース)

教授 浦嶋 敏之 氏

社会教育分野

・関西大学 文学部  
 (総合人文学科 教育文化専修)

教授 赤尾 勝己 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、5つの基本方針に分類し、それぞれの重点項目に教育委員会の取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性を明記し、説明が必要と思われる用語については、可能な限り図表及び注釈を付け掲載しました。

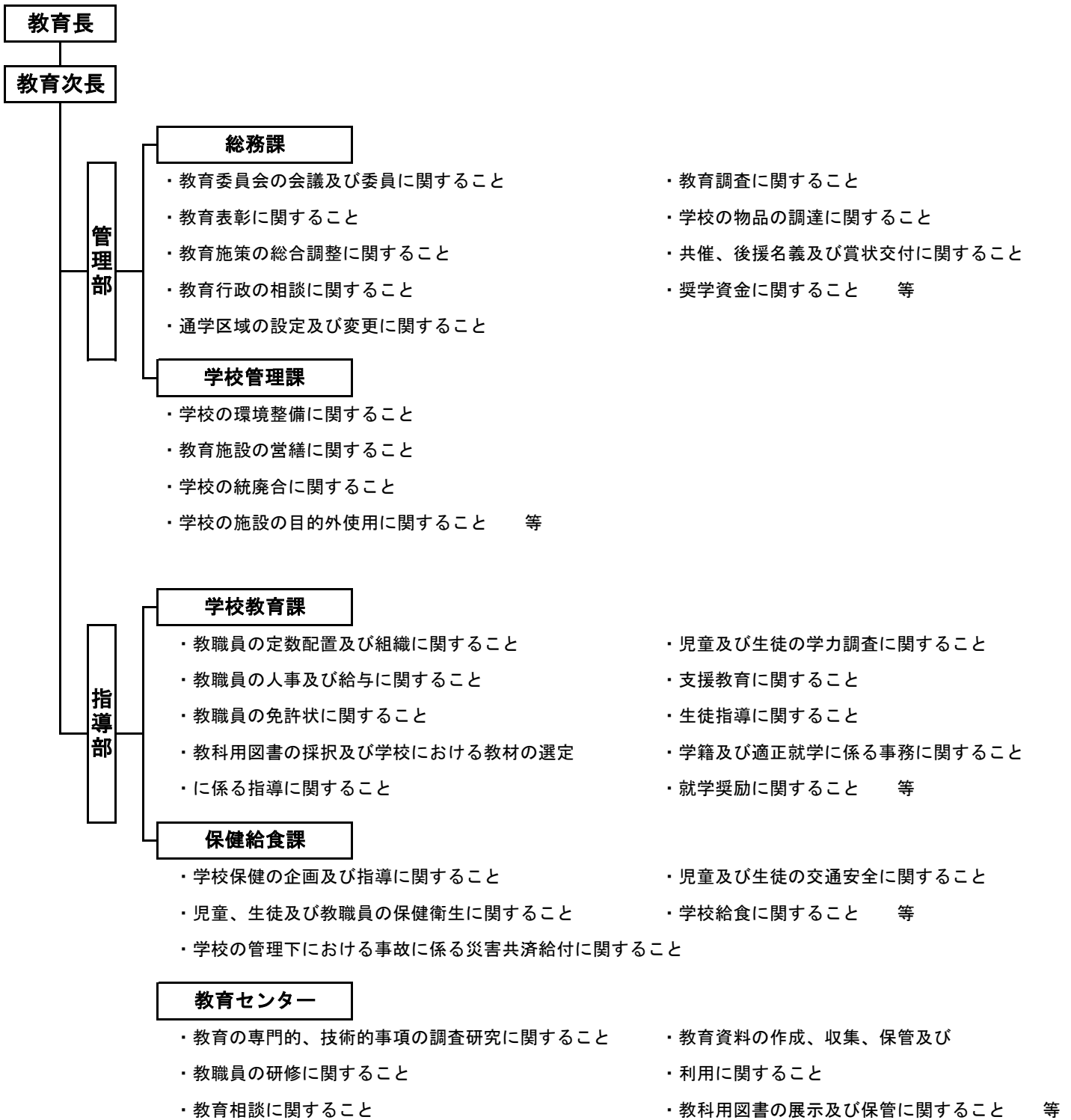
また、基本方針ごとに学識経験者の意見・助言を記載しています。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿 (平成30年度末現在)

職名	氏名	教育委員 任期	
教育長	首藤 修一	1期	平成23年12月20日 ~ 平成25年3月31日
		2期	平成25年4月1日 ~ 平成29年3月31日
		3期	平成29年4月1日 ~ 令和2年3月31日
教育長職務代理者	渡邊 一郎	1期	平成25年8月2日 ~ 平成29年8月1日
		2期	平成29年8月2日 ~ 令和3年8月1日
委員	江端 源治	1期	平成24年3月11日 ~ 平成28年3月10日
		2期	平成28年3月11日 ~ 令和2年3月10日
委員	駒田 真由美	1期	平成28年7月7日 ~ 令和2年7月6日
委員	堀 俊一	1期	平成29年9月9日 ~ 令和3年9月8日

②教育委員会事務局組織の概要(平成30年4月1日時点)



<学校数>

小学校	中学校	義務教育学校
13校	7校	1校

### (3) 守口市教育委員会の活動状況

#### ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。

(平成30年度…定例会12回・協議会1回 開催)

	開催日 開催会議	審議案件
平成 30 年	4月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について</li> <li>・守口市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(案)について</li> <li>・平成31年度使用小学校教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)の採択について</li> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</li> </ul>
	5月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度使用中学校教科用図書調査員の推薦について</li> <li>・三郷小学校等解体工事請負契約の締結についての意見</li> </ul>
	6月29日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度教育費補正予算案についての意見</li> </ul>
	7月23日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度実施守口市立学校管理職一次選考推薦者について</li> <li>・平成31年度使用守口市立学校教科用図書の採択について</li> <li>・平成31年度使用中学校教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について</li> </ul>
	8月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市奨学資金条例を廃止する条例案についての意見</li> <li>・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案</li> <li>・平成30年度教育費補正予算案についての意見</li> <li>・平成30年度 全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて</li> <li>・平成29年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について</li> </ul>
	9月26日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>・平成30年度教育費補正予算案についての意見</li> <li>・平成30年度教育委員会表彰について</li> </ul>

開催日 開催会議	審議案件	
平成 30 年	10月18日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案</li> <li>・守口市奨学資金条例施行規則及び守口市奨学生選考委員会規則を廃止する規則案</li> <li>・守口市立学校図書館基本計画（案）</li> <li>・守口市教育委員会事務局職員の任命について</li> </ul>
	11月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度教育費補正予算案についての意見</li> <li>・平成31年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について</li> </ul>
	12月25日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度教育に関する予算についての意見案</li> </ul>
平成 31 年	1月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度教育費補正予算案についての意見</li> <li>・平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について</li> </ul>
	2月12日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市社会教育委員の委嘱について</li> <li>・平成31年度 守口市立学校長等任命の内申案</li> <li>・守口市立中学校に係る運動部活動の方針（案）について</li> </ul>
	2月28日 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上に係る目標値の設定のあり方について（案）</li> <li>・平成31年度 めざす守口の教育（案）について</li> </ul>
	3月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について</li> <li>・学力向上に係る目標値の設定について（案）</li> <li>・平成31年度 めざす守口の教育（案）について</li> <li>・守口市教育委員会事務決裁規程</li> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</li> </ul>



## ②教育長及び教育委員の活動状況

学習会・協議会の開催や教育施設への視察、各小・中学校での授業観察、教職員との意見交換を行い、教育課題及び教育現場の実情の迅速かつ的確な把握に努めています。

主な出席行事等	
4月	3日 市立寺方南小学校 開校式 守口市立学校校長会・教頭会
	4日 市立よつば小学校 落成式
	5日 平成30年度市町村教育委員会教育長会議
	9日 市立さくら小学校 開校式
	13日 大阪府都市教育長協議会役員会・総会・4月定例会
	16日 第1回北河内地区教育長協議会
	22日 第50回守口市こどもまつり
	26日 ～27日 近畿都市教育長協議会定期総会
5月	8日 平成30年度大阪府都市教育委員会連絡協議会役員会
	13日 第12回守口市だんじり祭
	17日 ～18日 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
	19日 第12回守口門真わんぱく相撲大会
	24日 大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会
	30日 更生保護女性会平成30年度総会
6月	15日 第69回近畿中学校長会研究協議会大阪大会開会式
7月	3日 大阪府都市教育長協議会役員会・7月定例会
	5日 全国都市教育長協議会第3回理事会
	6日 第2回北河内地区教育長協議会
	7日 守口市立学校管理職選考
	9日 ～10日 北河内地区教育長協議会管外研修会
	11日 大阪府守口保健所運営協議会
	16日 第33回提灯踊大会
	26日 守口市立学校管理職研修
	27日 大阪府都市教育長協議会夏季研修会1日目
	29日 東部エリアコミュニティーセンター完成記念式典
8月	12日 大阪淀川吹奏楽フェスティバル
	20日 近畿都市教育長協議会平成30年度第2回役員会
	22日 友好提携町（和歌山県かつらぎ町）との連絡会議
	24日 近畿市町村教育委員会委員研修会
	31日 大阪府都市教育長協議会役員会・夏季研修会2日目・8月定例会

主な出席行事等	
9月	9日 平成30年度守口市スポーツ少年団本部旗野球大会
	22日 庭窪中学校体育大会
	29日 よつば小学校体育大会
10月	5日 大阪府都市教育長協議会役員会・10月定例会
	10日 平成30年度守口市戦没者追悼式
	20日 守口市読書感想文発表会
	24日 市立学校音楽会
	25日 近畿都市教育長協議会研究協議会
	27日 市立金田小学校50周年記念式典
11月	1日 市民一般表彰 教育委員会表彰
	8日 大阪府都市教育長協議会秋季研修会
	16日 大阪府都市教育長協議会予算要望説明会
	17日 市立梶小学校50周年記念式典 平成30年度守口市中学生スピーチコンテスト
	18日 守口市美術展覧会授賞式
	21日 平成30年度市町村教育委員会研究協議会
	29日 平成30年度守口市PTA研究大会
12月	2日 守口市こども会駅伝競走大会 こども議会
	8日 ヒューマンライツフェスティバル
	17日 守口市安全なまちづくり推進協議会臨時会議
	25日 守口市総合教育会議
1月	11日 大阪府都市教育長協議会役員会・1月定例会
	14日 平成31年 守口市成人式
	19日 第64回大阪府PTA研究大会
	31日 第2回北河内地区教育長協議会 平成30年度大阪府都市教育委員会研修会
2月	1日 大阪府都市教育長協議会役員会
	7日 第3回北河内地区教育長協議会及び人事協議会
	8日 北河内地区教育委員会委員研修会
3月	14日 卒業式（中学校）
	18日 卒業式（小学校・義務教育学校・夜間学級）
	31日 大枝公園オープニングセレモニー

※上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業・表彰式・授業参観・公開授業研究会等へ参加しています。

### ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

(4) 平成30年度の教育委員会の取組み

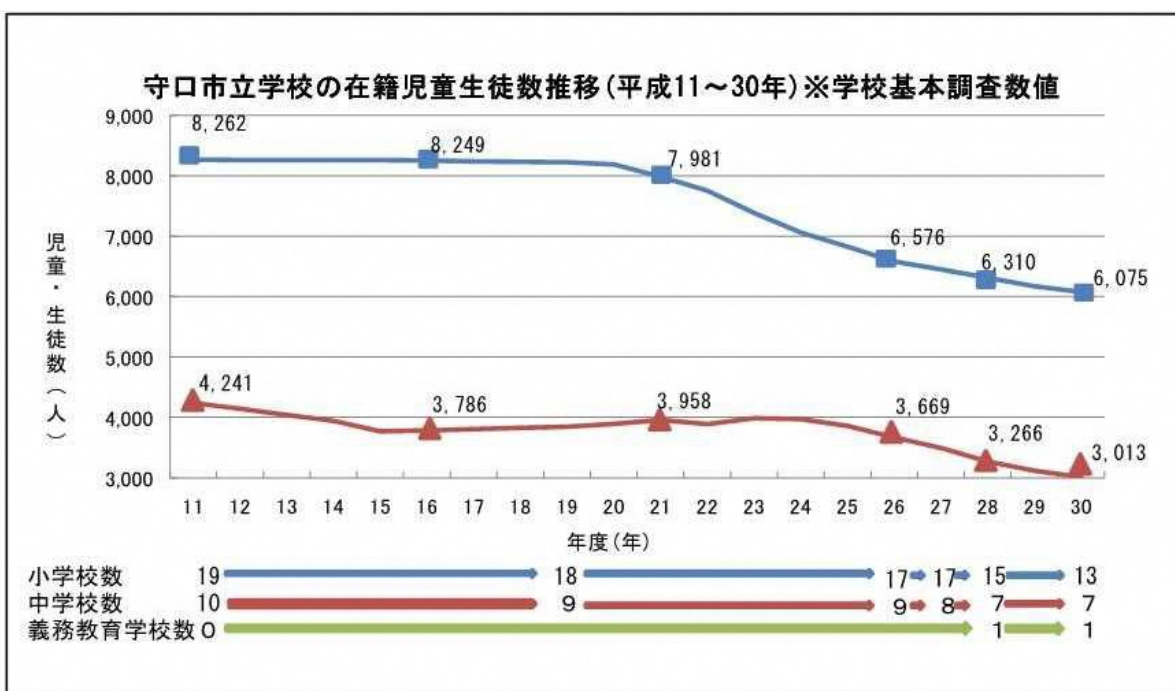
守口市教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育それぞれ分野で目標を掲げ、本市の教育を高める努力をしています。

【教育環境の充実】

守口市教育委員会では、児童生徒数の減少に伴う学校の規模適正化や施設の老朽化への対応として、より良い教育環境を整えるために、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき学校統合に取組み、平成27年度以降、市立小中学校11校を5校へ統合した。その中で、平成30年4月には「寺方南小学校」及び「さくら小学校」を開校し、「よつば小学校」の新校舎の供用を開始しました。また、「さくら小学校」については、引き続き、令和3年4月の新校舎供用開始に向け準備を進めます。

また、より良い学習環境整備の観点から、将来的に大規模化が予測される守口小学校については、隣接するさつき学園との校区選択区域を拡大した。

平成30年度においては、児童・生徒数の推移を見極めつつ、更なる小中一貫教育の推進と、老朽化が進む校舎等への対応のため、「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂に併せて、教育的な質的向上も含めた長寿命化改修と、教育諸条件向上の観点から、特別教室の空調設備の設置とトイレ改修を含めた学校施設整備計画の策定に向け検討を進めた。



[市立小・中学校等棟別築年数経過表]

(小学校)

築年数	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
50年超	10棟(17.5%)	13棟(22.8%)	5棟(12.8%)
40年超50年未満	37棟(65.0%)	36棟(63.2%)	26棟(66.7%)
40年未満	10棟(17.5%)	8棟(14.0%)	8棟(20.5%)
合計	57棟	57棟	39棟

※よつば小学校・  
寺方南小学校の開校

(中学校及びさつき学園)

築年数	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
50年超	3棟(9.6%)	3棟(9.7%)	4棟(12.9%)
40年超50年未満	14棟(45.2%)	15棟(48.4%)	18棟(58.0%)
40年未満	14棟(45.2%)	13棟(41.9%)	9棟(29.0%)
合計	31棟	31棟	31棟

※さつき学園の開校

### 【教育内容の充実】

各校における学力向上への取組みをより組織的かつ系統的に推進するため、守口市学力向上プラン（平成30年度から令和2年度）を策定し、各校において統一した授業づくりの視点や9年間の系統的な学習規律の設定、児童・生徒が主体的・継続的に家庭学習や読書に取り組むための働きかけ等に取り組むとともに、「特別の教科 道徳」や「プログラミング教育」についても、継続的な教職員研修や研究指定校での成果の全校への発信に努めた。また学校図書館の利活用を促進するために「守口市学校図書館基本計画」の策定にも取り組んだ。

併せて、教職員や児童・生徒の意欲をより一層喚起するため、教育委員会会議で議論を重ね、学力向上に係る目標値を設定し、学校・保護者・教育委員会が一丸となって、これまで以上にスピード感を持ちながら着実に進めるとともに、教員が授業や授業準備等に集中できるよう「学校における働き方改革」の取組みも推進した。

また、本市の小中一貫教育の一つの柱である「育ちを支える教育コミュニティづくり」をより確かなものとするため、義務教育学校さつき学園に学校運営協議会を設置し、組織体制や取組みを他の中学校区の学校・地域に発信し、令和2年度には全中学校区での学校運営協議会設置に向けた準備を進めた。

### 【社会教育の充実】

生涯学習の拠点である生涯学習情報センターについて、開館後20年以上が経過し、施設・設備の老朽化、館内レイアウトや備品等が市民ニーズに対応できていない状況等を踏まえ、図書館法に基づく市立図書館を中核に備えた機能の充実を行ない、より多くの市民に有効に活用いただける施設とするための計画策定に取り組んだ。

また、市民のライフステージに応じた講座・教室をコミュニティセンター等で開催するとともに、現状の子ども達の読書環境を踏まえ、「第2次守口市読書活動推進計画」を策定しつつ、子ども達の読書活動の推進に向けた取組みを進めた。

文化財の保存・活用については、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」において、四季折々のイベントの開催などを通して、普及・啓発に努めるとともに、新たに「大枝中村家文書」の文化財指定への取組みなどを進めた。

### 【災害対応】

6月18日に発生した大阪北部地震、9月4日に襲来した台風21号などの影響で、学校施設等に大きな被害が生じたことから、子ども達や周辺住民の安心・安全の確保を最優先課題として初期対応として速やかな被害状況の把握及び安全確保を行った後、復旧工事を行なった。

地震による被害対応については、小学校6校及び中学校2校における校舎等の壁面クラックの補修などを行なうとともに、今後の大地震発生の対応も含め、全ブロック堀約3,700mの撤去を行ない、フェンスに改修した。

台風による被害については、全小中学校で、樹木等の倒壊やガラスの破損、外壁・屋根等の損傷などが発生し、復旧工事完了までに約半年間を要した。

また、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」についても、各所の亀裂・剥落などが発生したため、その補修等を12月末までに完了した。

## 教育委員会の決算

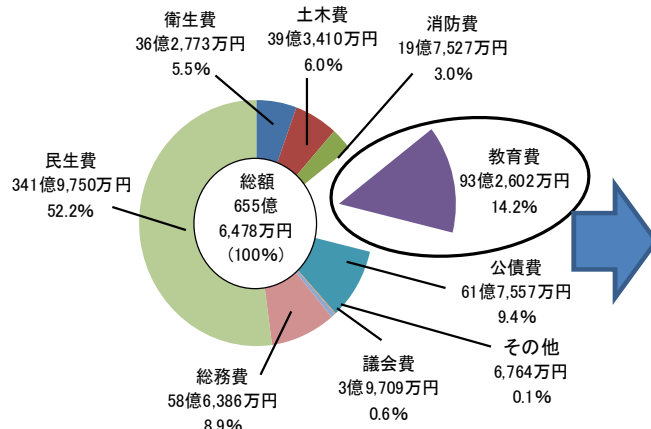
一般会計における過去5年間の決算総額と教育費の割合の推移

(平成26年度～平成29年度は決算額、平成30年度は決算見込み額)

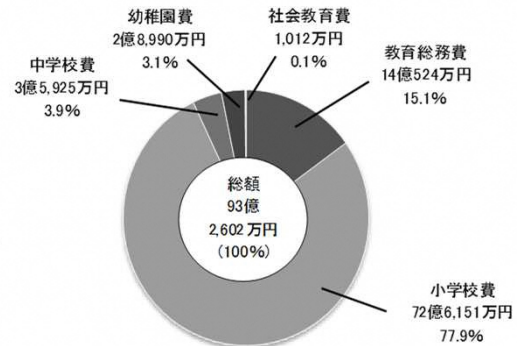
	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算見込み)
教育費	87億6,407万円	89億5,368万円	34億502万円	93億2,602万円	25億3,845万円
教育費以外※1	590億1,410万円	527億4,554万円	569億8,275万円	562億3,875万円	577億6,876万円
総額	677億7,817万円	616億9,922万円	603億8,275万円	655億6,477万円	603億721万円

※1 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

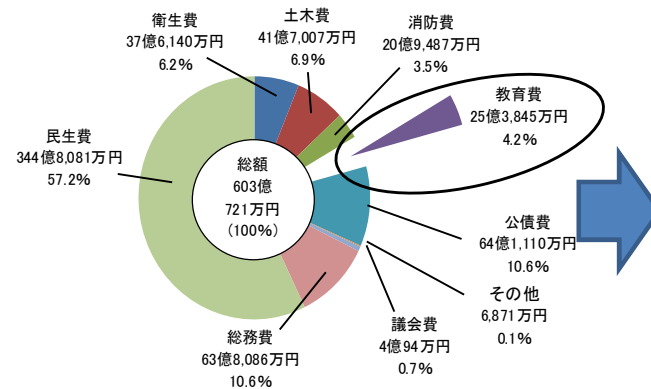
平成29年度一般会計決算の目的別内訳



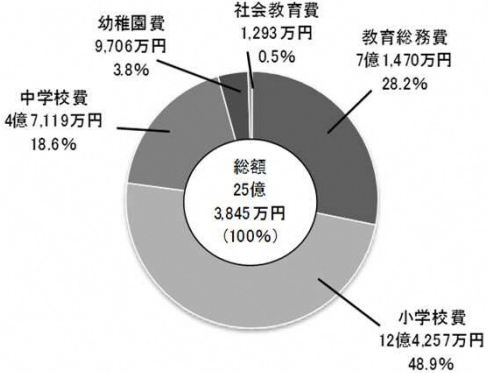
平成29年度教育費決算の目的別内訳



平成30年度一般会計決算(見込み)の目的別内訳



平成30年度教育費決算(見込み)の目的別内訳



※平成30年度教育費決算(見込み)金額増減額的主要理由

①教育総務費	・学校教育施設整備基金積立金に係る費用が減少したため。
②小学校費	・よつば小学校、寺方南小学校、さくら小学校の開校に係る事業費(備品購入費、引越し業務等)が減少したため。 ・よつば小学校、寺方南小学校竣工による工事請負費等が減少したため。 ・地震、台風による学校施設の被災に対応するための費用が増加したため。
③中学校費	・地震、台風による学校施設の被災に対応するための費用が増加したため。
④幼稚園費	・公立幼稚園廃止による幼稚園管理費の減額、および私立幼稚園の認定こども園への移行に伴う就園奨励費補助の対象者が減少したため。
⑤社会教育費	・「中村家文書」の守口市文化財指定に向けた、消耗品費、委託料が増額したため。 ・地震、台風による旧中西家住宅(守口歴史館)の被災に対応するための費用が増加したため。

## 守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本市では計4回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年8月に「守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

### 1.大綱の趣旨

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

### 2.策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題を共有しつつ、協議・調整を行い、第五次守口市総合基本計画の基本目標の1つである「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」、重点分野に掲げる「教育・子育ての充実」を踏まえ、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を基礎に理念及び基本方針を定めることとします。

市長と教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していくものです。

### 3.期間

大綱の期間は、令和元年度末までとします。

### 4.現状と課題

知識基盤社会の到来と国際化、情報化の進展など社会が大きく変化する中、核家族化や少子高齢化の進行、また地域内における人と人とのつながりの希薄化など、子ども達を取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においても、子ども達の「学力向上」に向けた取組を進めることはもちろんのこと、児童・生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」や「子ども達の安全・安心の確保」、また、不登校や問題行動の増加など、いわゆる「中1ギャップの解消」などが喫緊の課題となっており、これらの課題を解決するために、学校の統合を進めるとともに、義務教育9年を見通した教育目標を掲げ、教職員が地域の子どもの現状を踏まえ、発達段階に応じた指導を行いながら、子どもの豊かな学びをつなぐ小中一貫教育を推進しています。

また、社会教育においては、社会教育法の改正において学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが位置づけられ、新たに地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加されました。

学校と地域の連携・協働を推進する体制づくりの取組は、子ども達の教育環境を改善するだけではなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動に参画するなど、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながります。学校では実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流の機会を設けるなど、子ども達に多様な教育メニューを提供することができると考えます。

このため、今後においても、市長部局と教育委員会がしっかりと連携を深め、それぞれの権限と責任に応じた取組みを推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちを支える教育コミュニティの形成・充実を図りつつ、今後も変容し続ける社会の中で、子どもが発達段階に応じ「生きる力」を育むために、学校教育・社会教育に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

## 5.教育大綱の位置づけ

### 第五次守口市総合基本計画

＜欽響都市もりぐち＞  
育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口

～ 第五次守口市総合基本計画における教育・子育て ～

#### 基本目標

**学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち**

守口市は、市民一人ひとりが自らの夢を実現するため、生涯を通じて学ぶことができる機会の提供に努めるとともに、住民と地域社会とのつながりが深まる環境整備を通じて、豊かな心が育つまちをめざします。

基本目標の実現に向けた施策の大綱

- ①家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
- ②つながりとふれあいの推進

#### 重点分野

**教育・子育ての充実**

### 守口市教育大綱

#### 教育理念

郷土を誇りに思い、夢と志をもって、  
国際化社会で主体的に行動する人の育成

#### 施策の方向性と基本方針

#### I. 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ○安心して子育てができる環境整備 | ○命を守る      |
| ○学力を伸ばす          | ○学校力を高める   |
| ○心を育てる           | ○魅力ある学校づくり |

#### II. つながりとふれあいの推進

- |            |              |
|------------|--------------|
| ○人・地域がつながる | ○生涯学べる社会をつくる |
|------------|--------------|

教育振興基本計画【国】

さんしやく  
参酌

※参酌…他と比べ合わせて参考にする事



# 『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成』

## 学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

### 基本方針1 学力を伸ばす

- 1 授業改善の推進
- 2 学習規律と言語能力の育成
- 3 自学自習力の育成
- 4 支援教育の充実
- 5 就学前教育・保育との連携

### 基本方針2 心を育てる

- 6 人権教育の充実
- 7 道徳教育の充実
- 8 生徒指導の充実
- 9 キャリア教育の充実

### 基本方針3 命を守る

- 10 健康・体力づくりの充実
- 11 安全・安心な環境づくりの推進

### 基本方針4 学校力を高める

- 12 学校経営の改善
- 13 教職員の資質向上・研修の充実

### 基本方針5 生涯学べる社会をつくる

- 14 社会教育の振興

学校

家庭  
地域

連携

育ちを支える教育コミュニティづくり

認定こども園 等



## II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育 基本方針 1	学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～
方針目標	<p>小・中・義務教育学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質・能力を養うため「確かな学力」の定着をめざします。</p> <p>そのため、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を進めます。</p> <p>また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめます。</p> <p>学力・学習状況調査等の結果を分析・活用して学習状況を把握するとともに、その成果と課題を明確にしながら、授業・指導方法の工夫、学力・学習状況の改善に取り組みます。</p> <p>その際、「学力向上プラン」に基づいたR-P-D-C-Aサイクルにより、「校内会議」の定期的な実施等、学力向上推進教員を中心とした校内体制を有効に機能させます。</p>
重点項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業改善の推進</li> <li>2. 学習規律と言語能力の育成</li> <li>3. 自学自習力の育成</li> <li>4. 支援教育の充実</li> <li>5. 就学前教育・保育との連携</li> </ol>

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	14
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	1
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目 1	担当課	
1. 授業改善の推進	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進</li> <li>・児童・生徒の学習状況の適切な把握による指導と評価の一体化</li> <li>・児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりのためのICT機器（※1）の効果的な活用の推進</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<p><b>1 学力向上にかかる取組みの組織的な推進（教育指導事業）</b></p> <p>新たに策定した守口市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの作成を指示し、各校における授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組みを推進する。</p> <p>また、学力向上推進会議を年3回開催し、研究指定校の効果的な取組みを共有するなど担当教員の意欲向上を図り、学力向上に向けた校内会議の充実を図る。</p>		
<p><b>2 学習意欲を高める授業づくり（教育研究・研修事業）</b></p> <p>教職員に対し教職研究カレッジ等、市教委主催の研修を開催し、授業改善や児童・生徒が主体的に学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた取組みをすすめる。</p> <p>その一環として、全校にあるICT機器の効果的な活用及び、児童・生徒の情報活用能力の育成のため、ICT研究指定校によるタブレット等を活用した取組みの研究と他校への情報発信を行うとともに、教育情報化コーディネータ（※3）を派遣し、授業支援や実技研修などを行う。</p>		
<p><b>3 9年間を見通した一貫教育の取組み（教育指導事業、教育研究・研修事業）</b></p> <p>確かな学力の定着や、中1ギャップ（※4）の解消など、小中学校において9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、全中学校区、義務教育学校で実施される合同授業研究会に指導主事が参加し、子どもの学びの過程に視点をいた指導助言を行う。また、各校で研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、校内体制を有効に機能させ、指導方法の工夫・改善を図る。</p>		
<p><b>4 夜間学級の充実（中学校夜間学級調査研究委嘱事業）</b></p> <p>さまざまな年齢層・国籍の生徒が在籍していることから、多様な学びへの対応が行えるよう、少人数グループによる指導や個々の生徒の状況に応じた教材の作成等、一人ひとりに寄り添った教育活動を推進する。</p>		

評価の根拠	
○の根拠について	
1	<p>すべての学校で学力向上推進プランが作成され、統一した授業づくりの視点や系統的な学習規律の設定、校内研究や相互参観授業等の点検・改善機能の確立など、組織的な取組みが進められた。</p> <p>また、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行い、各校に対し指導助言を行うとともに、校長会・学力向上推進教員会議等で効果的な取組みの情報共有や意見交流を行いつつ、校内会議を中心としたPDCAサイクルによる検証・改善（年2回）の取組みを推進できた。</p> <p>教職員や児童・生徒の意欲を一層喚起し、これまで以上にスピード感を持ちながら着実に取組みが進められるよう、教育委員会会議での議論を重ね、学力向上に係る目標値（授業改善及び自学自習力の育成）の設定を行った。</p>
2	<p>教職研究カレッジの年27回の実施など研修等を通じて、各校における授業改善や主体的な学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた授業づくり等の支援を行った。</p> <p>その一環である情報教育においては、研究指定校3校のICTの効果的活用による授業実践の研究支援を行なうとともに、研究授業を含む授業公開を実施した結果、各校での校内研修の充実が図られた。</p> <p>また、平成30年度には、各校のタブレット活用推進リーダーが、それぞれに配備したタブレットPCによる効果的な授業研究を行ない、相互参観及び実践事例の共有を行なうことで、主体的な学習等の授業改善に取り組めた。</p> <p>加えて、教員を対象にソフトの使用法やプログラミング教育のICT教育研修会を実施し、指導力向上に努めるとともに、学校教育情報化コーディネータを3名に増員し、ICTを活用した授業支援などの取組みを進めた。</p>
3	<p>各中学校区から示された小中一貫教育推進計画をもとに、合同研究や合同研修などの取組み内容や進捗状況の把握に努めるとともに、学びの課程に視点をおいた指導・助言を行なうことにより、9年間の学びをつなぐ授業づくりを推進することができた。</p> <p>各中学校区においては工夫された取組みが行なわれており、八雲中学校区では、中学校英語科の教員が校区内の小学校において外国語活動の授業を実施する取組みが行なわれ、また義務教育学校さつき学園では、教科毎に「9年間のカリキュラムの系統表」が作成されるとともに、教員自らが授業の振り返りを行なうためのアンケートを実施し授業改善に取り組むなど、各校の取組みを全中学校区に発信し、それぞれの実情に応じた一貫教育の取組みを促すことができた。</p> <p>校内研究体制の確立に向けては、年度当初に各校ヒアリングを行ない、課題を明らかにしつつ、校内授業研究の取組みや授業改善について指導・助言を行なうとともに、主体的・対話的で深い学びの視点から、校内研究推進指定校2校で公開研究授業を実施し、事前学習会、指導案検討、模擬授業等を組織的に行なう各校研究体制を広めることができた。</p>
4	<p>少人数での学習を実施するなど、日本語指導や生徒指導等に関して生徒へのきめ細かな指導支援に係る研究を推進することにより、個々の生徒の実態や習熟の程度に応じた指導支援が実践され、外国籍生徒も含めた一人ひとりに寄り添った取組みが進められた。</p>

## 今後の方向性

- ◆ 学力向上に係る市の目標値を示した上で、各校の実情に応じた目標値の設定を指示し、目標達成に向けた取組みの具体化について指導・助言を行なうとともに、年3回の学習状況に係る児童・生徒質問紙調査により進捗状況を把握しながら、目標達成に向けた各校の取組みの検証・改善に取り組む。
- ◆ 学習の系統性を踏まえた9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、各中学校及び義務教育学校の取組みについての効果検証を行ない、全中学校区で行なわれている合同授業研究会などを通じて、子どもの学びの課程に視点をおいた指導・助言を行なうとともに、各校において研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、指導方法の工夫・改善を図る。
- ◆ ICTの環境整備について積極的に進めている状況のもと、各校における活用状況の把握、検証を行なうとともに、更なる効果的な活用について研究を加え、授業改善に繋げるとともに、小学校・義務教育学校で導入されるプログラミング教育について、研究指定校による公開研究授業などを通して教員の指導力向上に努める。
- ◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりについて、研究会などを通して、各校の研究内容に合わせた適切な指導・助言に努め、教員の指導力向上を図る。

## 参考となる図表及び注釈

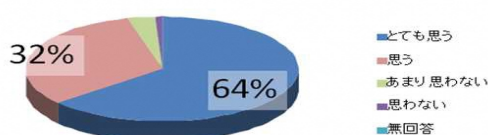
### 1. 学力向上に向けた取組み

全国学力・学習状況調査	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた		授業で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	
児童・生徒の回答	小学校及び義務教育学校 (前期課程)	中学校及び義務教育学校 (後期課程)	小学校及び義務教育学校 (前期課程)	中学校及び義務教育学校 (後期課程)
平成30年度	72.1%	64.4%	74.3%	70.0%
平成29年度	71.1%	70.8%	63.3%	61.3%

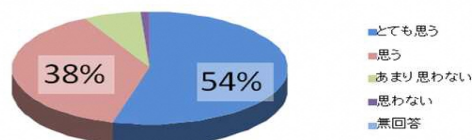
### 2. 学習意欲を高める授業づくり

#### 児童・生徒アンケート結果

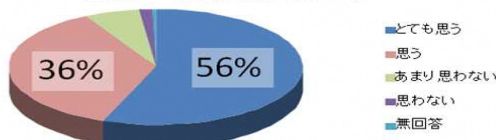
1 タブレットPC (iPadなど) を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、学習への興味・関心が高まると思いますか。



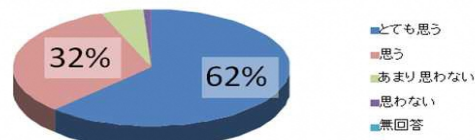
2 タブレットPC (iPadなど) を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、友だちの意見を知ったり、自分の考えや理解を深めたりすることがしやすかったですか。



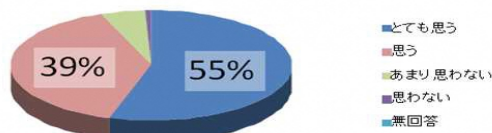
3 タブレットPC (iPadなど) を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、友だちと進んで話し合いを行ったり、一緒に問題を解決したりすることができると思いますか。



4 タブレットPC (iPadなど) を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、友だちに自分の考えや調べたことを発表したり、伝えたりすることがしやすかったですか。



5 あなたはタブレットPC (iPadなど) を活用した授業を通して、プレゼンテーションソフトなどのアプリケーションやインターネットなどをつかって調べたことをまとめたり、わかりやすく説明できるよう表現したりすることができるようになったと思いますか。



### 3. 授業の工夫・改善

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している。	
	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
平成30年度	57.4%	58.3%
平成29年度	62.1%	58.1%
平成28年度	55.2%	48.5%

### 4. 授業改善のための外部講師の招へい及び他府県・他市への学校視察の状況

平成30年度授業改善推進研修（全5回）	
【目的】 学校視察等の研修を実施することで、各校の校内研究体制の更なる充実と教員の授業改善を図る	
6月27日（水）	高槻市立第十中学校視察
8月6日（月） 7日（火）	全国国語授業研究大会参加 筑波大学附属小学校
8月28日（火）	中間報告・交流・講演「2学期以降の校内研究について」 講師：京都大学大学院 石井英真准教授
11月22日（木）	京都市立嵯峨小学校視察
1月30日（水）	奈良市立平城小学校視察

### 5. 中学校夜間学級の充実（それぞれ5月1日現在）

年度	生徒数	内訳	
		日本国籍	外国籍
平成30年度	135人	38人	97人
平成29年度	128人	39人	89人
平成28年度	128人	37人	91人

#### 「学ぶ意欲の向上」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小学校及び義務教育学校（前期課程）	放課後学習や授業において児童・生徒の学習支援を行う。（学生や地域の方等の有償ボランティア）	35名
少人数指導等加配教員	中学校及び義務教育学校（後期課程）	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。（市費教員）	8名

※1【ICT機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTは、Information and Communication Technologyの略）。

※2【学力向上推進教員】：学力向上へ向けた取組みについて、各学校の中心的な役割を担う教員。

※3【学校教育情報化コーディネータ（ICT支援員）】：ICT機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って教員のICT活用を支援する人のこと。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、HP作成・更新等を行う。

※4【中1ギャップ】：小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化になじみず不登校となったり、いじめが急増したりする現象。

※5【プログラミング教育】：子どもたちに「人間の意図した処理を行わせることができるもの」であることを理解させたり体験させたりすること。令和2年度新小学校学習指導要領完全実施から、小学校・義務教育学校前期課程において必修化となる。

重点項目 2	担当課	
2. 学習規律と言語能力の育成	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「伝え合う力」「書く力」「読む力」等の言語能力の育成に向けた言語活動の充実</li> <li>・ 読書好きの子ども増加と読書習慣の定着</li> <li>・ 英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成</li> </ul>		
教育委員会の取組み		評価
<p><b>5 学習規律の確立・育成（教育研究・研修事業）</b></p> <p>新たに策定した守口市学力向上プランにおいて、9年間の系統的な学習規律の明確化を全中学校区及び義務教育学校で取り組むべき事項として掲げ、各校の学力向上推進プランに基づく中学校区ルール作成の進捗管理及び指導・助言を行い、中学校区等としての学習規律の確立・育成に向けた取組みを着実に推進する。</p>		○
<p><b>6 言語活動の充実と言語能力の育成（教育研究・研修事業）</b></p> <p>研修会、計画訪問等を通じ、すべての授業において「伝え合う」「書く」「読む」活動を設定することを指導し、文書表現能力と論理的な思考力や判断力を育成する。また、ペア学習やグループ学習を行い、表現し、発表することのできる総合的な言語力の育成を図っていく。</p>		○
<p><b>7 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備（読書活動推進支援事業）</b></p> <p>中学校区、義務教育学校に原則1名の学校司書（※6）を配置し、教員と学校司書等が連携しながら、「読書週間」や「読書量の設定」等、児童・生徒の読書習慣の定着に向けた取組みを進める。また、学校図書館のより一層の利活用が図られるよう、「守口市立学校図書館基本計画」を策定し、毎日開放、児童・生徒のニーズに応じた図書や各教科等の学習内容と関連した資料の整備など、学校図書館の活性化に向けて計画的に取り組むとともに、総合的な言語能力の育成に向けて市読書感想文発表会を開催する。</p>		△
<p><b>8 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成</b> <b>（教育指導事業、小学校英語教育支援員派遣事業）</b></p> <p>英語によるコミュニケーション活動を軸とした授業づくりを推進するため、小学校等に外国語活動支援員（※7）を配置しつつ、担当教員を対象とした研修を開催し、各校における取組みなどの共有を図ることで、教員の指導力の向上を図る。</p> <p>また、外国人とのコミュニケーションを図る機会を充実させるため、小学校等に3名、中学校等に5名のAET（※8）を派遣するとともに、教育委員会主催で「英語で遊ぼう」「多言語であそぼう」の行事を開催する。</p>		○

評価の根拠	
○の根拠について	
5	<p>各校に対し、守口市学力向上プランの事項について共通認識を図りつつ、効果的な取組みを進めている学校の成果について情報提供などを行なう中、全中学校区及び義務教育学校において、学力向上推進教員を中心として9年間の系統的な学習規律（学習スタンダード等）が示され、中学校区等で統一した学習規律のもと、各校において学習準備のきまり、話し方や聞き方等の指導が進められた。</p>
6	<p>守口市学力向上プランに授業づくりの視点や学習規律を明確に位置付け、子どもが意識的に書く活動やペア学習、グループ学習を授業で取り入れ、子どもが表現し、発表する対話的な学習機会を設けるよう、校内研修や教職員研修において指導・支援した結果、総合的な言語力の育成に向けた授業づくりが進められた。</p>
8	<p>小学校等においては、教員と外国語活動支援員及びAETによる指導体制を整えるとともに、全校に整備したDVD教材「DREAM」の活用により、コミュニケーション活動を軸とした外国語活動の授業が進められた。</p> <p>また、「英語で遊ぼう」「多言語で遊ぼう」の行事に多くの児童が参加し、英語のみならず、多言語を使って外国人とのコミュニケーションに活発に取り組むことができた。</p> <p>中学校等においても、AETを派遣し、コミュニケーションを図る機会の充実に努めるとともに、各校の実践リーダーによる研修会の開催や授業公開週間を設け、オールイングリッシュによる授業づくりの研究にも取り組んだ。</p>
△の根拠について	
7	<p>平成30年10月に「守口市立学校図書館基本計画」を策定し、各校に対し学校図書館の利活用等について共通認識を図るとともに、各校の図書担当者や学校司書、図書ボランティアを対象に合同研修会を開催した。</p> <p>また、読書感想文コンクールへの応募率はやや減少しているものの、校内での読書感想文発表会を開催する学校が増加した。</p> <p>しかしながら、各教科等における学校図書館の計画的な利活用は殆ど行なわれてはならず、また毎日開放実施には至らなかった。</p>
今後の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学習規律の中中学校区ルールを活用しながら、研究指定校と教育委員会が連携し、「伝え合う」「書く」「読む」活動を設定した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを行うとともに、定期的に指定校の授業を公開し、教員の指導力向上を図る。</li> <li>◆ 学校図書館が、従来の「読書センター」としての機能のみならず、「学習センター」「情報センター」としての機能を発揮し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する必要があることから、「守口市立学校図書館基本計画」に基づき、蔵書のデータベース化や利用指導計画の作成などの取組みを計画的に進めていくとともに、府事業も活用しながら学校司書の配置拡充に努めていく。</li> <li>◆ 子ども達の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、引き続きAETの派遣を行なうとともに、小学校等の教員が外国語や外国語活動の授業が行えるよう、外国語を専門的に指導する加配教員によるDVD教材「DREAM」を効果的に活用した授業等の公開を複数回実施するなど、研修機会を充実させる。</li> </ul>	

## 参考となる図表及び注釈

### 7. 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備

毎日学校図書館を開館している学校数

	平成29年度	平成30年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	6/16校	6/14校
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	6/8校	7/8校

読書感想文コンクールの応募数 ( )内は児童・生徒数に対する割合

	平成29年度	平成30年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	2,543通 (41.3%)	2,468通 (40.6%)
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	2,542通 (81.6%)	2,476通 (82.1%)
合計	5,085通 (54.8%)	4,944通 (54.4%)

校内読書感想文発表会の開催状況

	平成29年度	平成30年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	9/16校	11/14校
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	3/8校	4/8校

### 8. 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成

	平成29年度	平成30年度
「英語で遊ぼう」等 行事への参加児童数	252名	236名

「言語活動の充実と言語力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校図書館司書	全校	原則、各中学校区及び義務教育学校に1名配置することにより、教員やボランティア等と連携し、図書館の整備や読書活動の充実に向けた活動を行う。(市費有償ボランティア)	10名
英語指導助手 (AET)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、英語授業の補助を行う。校区内の幼稚園等や小学校でも同様の活動を行う。(市費委託)	5名

※6【学校司書】：平成26年から市費により各中学校区に1名配置。教職員と連携し、学校図書室の図書の管理や図書室の飾りつけなど、魅力的な図書館づくりをめざしている。

※7【外国語活動支援員】：小学校等の外国語活動で補助的な役割を担う英語が堪能な日本人の支援員。

※8【AET】：Assistant English Teacher の略。本市では中学校の英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。

※9【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。



重点項目 3	担当課	
3. 自学自習力の育成	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭での生活・学習や読書の習慣を確立するための家庭学習課題の工夫</li> <li>・ 家庭での学習を支える規則正しい生活習慣の働きかけ</li> <li>・ 放課後学習教室での自学自習力育成及び学習のつまずきの解消</li> </ul>		
教育委員会の取組み		評価
<u>9 自学自習力の育成（教育指導事業、学習支援サポーター事業）</u> <p>児童生徒の学力向上を図るためには、授業改善とともに自学自習力の育成が重要であるとの認識のもと、市内における自学自習を促す効果的な取組みの情報提供を行いつつ、小学校等への学習支援サポーター（※10）の派遣や中学校等への市費教員の配置を行い放課後学習等の実施を通して、学習への取り組み方などについてのきめ細やかな指導・支援を行う。</p>		○
<u>10 生活習慣・学習習慣の改善（教育指導事業）</u> <p>児童・生徒の生活習慣・学習習慣の改善に向け、全国学力・学習状況調査において課題が見られる質問紙調査の結果を家庭・地域等に広く発信しつつ、長期休業日用家庭学習冊子の作成・配付とともに、研究指定校2校において土曜日学習会を実施し、家庭学習習慣及び基礎基本の学力の定着を図る。</p>		○
評価の根拠		
○の根拠について		
9	<p>校長会や学力向上推進教員会議を通じて、自主学習ノートの効果的活用を行っている学校の取組みの情報共有に努めるとともに、放課後学習においては、小学校等では学習支援サポーターを活用した定期開催、中学校等では市費教員による毎日開催を推進することができ、児童・生徒の参加総数も増加しており、自学自習力の育成に向けた取組みの充実を図ることができた。</p>	
10	<p>児童・生徒の生活習慣・学習習慣にかかる質問紙調査の結果をホームページや広報誌を通じて発信し、その課題を家庭や地域等と共有しつつ、小学校段階において家庭学習習慣及び基礎基本の学力の定着を図ることが重要であるとの認識のもと、小学校等4年生から中学校等2年生を対象に、これまでの学力調査で見られた課題に正対した長期休業日用学習冊子を作成し、各校において、学校・家庭による点検を含めた冊子の活用を進めることができた。</p> <p>また、土曜日学習会においては、児童が年間を通じて継続して参加し、学習意欲等に成果が見られた。</p>	
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学習支援サポーターや市費教員による放課後学習会を引き続き開催するとともに、教職員や児童・生徒の意欲をより一層喚起するための目標値を各校自らが定め、その達成に向けた取組みに対し指導・助言を行ないつつ、効果的な取組みなどについて情報共有を図りながら、自学自習力の育成に取り組む。</li> <li>◆ 生活習慣・学習習慣の改善に向けては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすことが重要であることから、引き続き、児童・生徒の現状を共有するとともに、長期休業日用冊子の適切な活用を推進し、土曜日学習会の効果を踏まえ、全校での実施を進める。</li> </ul> <p>また、学校運営にあたっては、家庭・地域との関係をこれまでの「連携」から「協働」による取組みへと発展させるため、令和2年度に全中学校区に学校運営協議会を設置するための準備を進める。</p>		

## 参考となる図表及び注釈

### 9. 自学自習力の育成

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	計画を立てて勉強をする		学校の授業の予習・復習をする	
	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)
平成30年度	58.2%	43.7%	49.2%	41.0%
平成29年度	56.5%	45.7%	39.7%	33.5%
平成28年度	52.9%	47.3%	35.3%	36.5%

### 10. 家庭学習習慣の確立

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	平日に家庭で勉強をまったくしない	
	小学校及び義務教育学校 (前期課程)	中学校及び義務教育学校 (後期課程)
平成30年度	4.7%	13.2%
平成29年度	6.9%	11.0%
平成28年度	8.9%	10.5%

#### 「自学自習力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	放課後学習や授業において児童・生徒の 学習支援を行う。	28名
少人数指導等加配教員	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	きめ細やかな少人数指導による授業の実 施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援 を行う。(市費教員)	8名

※10【学習支援サポーター】：児童・生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、小学校等の放課後学習教室や授業などで学習支援を行うサポーター。

重点項目 4	担当課	
4. 支援教育の充実	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある子どもたちが、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるきめ細やかな教育の推進</li> <li>・ 障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるように、中学校区での連携強化及び教職員の資質向上の推進</li> <li>・ 全教職員が一体となった支援教育の推進</li> </ul>		
教育委員会の取組み		評価
<b>11 校内支援体制の確立（支援教育推進事業）</b>  障がいのある児童・生徒については、障がい種別に応じた一貫した支援が行えるよう、保護者の参画をもとに「個別の教育支援計画」（※11）及び「個別の指導計画」（※12）を作成し、指導方法の工夫・改善、支援教育コーディネーター（※13）を中心とした校内体制の確立に取り組みつつ、学年・学校間における引き継ぎが徹底されるよう指導する。		○
<b>12 配慮を要する児童・生徒に対する人的支援（支援教育推進事業）</b>  児童・生徒が円滑に学校生活が送れるよう、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置し、単独で行動するのが困難な児童・生徒に対しては、スクールヘルパーを派遣するなど、学校における支援教育の充実を図る。		○
<b>13 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上（支援教育推進事業）</b>  指導方法の工夫・改善が図られるよう、支援教育コーディネーターや支援学級担任等を対象とした研修の開催や支援教育冊子を全教職員へ配付するとともに、リーディングスタッフ（※14）等による各学校園への訪問相談（※15）を実施し、個別の児童・生徒に対する支援方法についての助言を行う。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
11	各校においては、支援教育コーディネーターを配置し、配慮を要する児童・生徒について定期的な会議・研修の実施や訪問相談を活用しながら、校内体制の確立に向けた支援を行うことができた。 また、支援学級在籍及び通級指導教室で指導を受けるすべての児童・生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用を進めることにより、その内容について教職員間での共有化が図られ、一貫した支援を推進することができた。	
12	特別支援教育支援員を活用した校内体制により、通常の学級において個に応じた支援がより一層進められるとともに、スクールヘルパーの計画的な活用により、単独での行動が困難な児童・生徒が学校行事等に円滑に参加することができた。	
13	教職経験年数の浅い教員や初めて支援学級を担当する教員の増加を踏まえ、基礎的・実践的な研修を13回開催し、また、全教職員への支援教育啓発冊子の配付、リーディングスタッフ等による訪問相談を実施することにより、指導方法の工夫・改善を図るとともに、保護者も含めたより一層の個別のニーズに応じた支援を行うことができた。	

## 今後の方向性

- ◆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの有無を問わず、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒についても、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成を進め、特別支援教育支援員、スクールヘルパーの活用、「合理的配慮（※18）」の実施など、個に応じたより適切な支援が行われるよう、支援体制の充実を図る。
- ◆ 校内支援のみならず、専門的な指導助言を要する児童・生徒に対しては、より効果的な支援が行えるよう、リーディングスタッフ等による訪問相談のさらなる活用や校内支援委員会の在り方等を含めた校内体制の充実について、学校訪問や研修会等により指導助言する。
- ◆ 管理職をはじめ、支援教育コーディネーターや支援学級担任等、教職員の支援教育に係るニーズを把握することはもちろん、本人・保護者を含め、それぞれが感じている課題や改善点等を的確に捉え、これまで以上に個に応じた支援をより計画的かつ組織的な校内体制によって行えるよう支援するとともに、基礎的な内容とともに、事例検討等、より実践的な内容の研修の実施により、教職員の資質向上を図る。

## 参考となる図表及び注釈

### ☆支援学級について

※それぞれ5月1日現在（学校基本調査調べ）

	小学校及び義務教育学校（前期課程）				中学校及び義務教育学校（後期課程）			
	支援学級数	割合	在籍数	割合	支援学級数	割合	在籍数	割合
平成30年度	71学級	26.8%	386人	6.4%	27学級	24.1%	119人	3.9%
平成29年度	72学級	27.8%	350人	6.1%	30学級	28.3%	123人	4.2%
平成28年度	67学級	24.6%	319人	5.1%	29学級	24.4%	120人	3.7%

※支援学級の割合は、全学級数を分母として算出

### 12. 「支援教育の充実」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
特別支援教育支援員	全校	発達障がいのある児童・生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う。（市費有償ボランティア）	37名
スクールヘルパー	必要とする児童・生徒の在籍数	単独で行動することが困難な障がいのある児童・生徒の学校行事等の支援を行う。（市費委託）	19名

※11【個別的教育支援計画】：子どもにかかわる支援者が、情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。

※12【個別の指導計画】：校内における個別の児童・生徒に応じた指導計画。

※13【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

※14【リーディングスタッフ】：支援教育の研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。

※15【訪問相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、管理職や担任、支援教育コーディネータ、保護者に助言を行う。

※16【特別支援教育支援員】：平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童・生徒を対象として、学校生活上の介助や学習支援を行う。

※17【スクールヘルパー】：平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童・生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。

※18【合理的配慮】：障がいのある児童・生徒がともに学ぶために、個別に必要とされる変更や調整。

重点項目 5	担当課	
5. 就学前教育・保育との連携	学校教育課	
目標		
・「幼稚園教育要領」及び守口市「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づく公立幼稚園教育の充実		
教育委員会の取組み	評価	
<p><b>14 幼・小・中連携の推進（教育指導事業）</b></p> <p>就学前教育と義務教育の円滑な接続を図るため、小学校1年生による学校紹介や中学生の職場体験などで、幼児と児童・生徒の交流機会を増やす。</p>	○	
<p><b>15 教職員の指導力向上（教育研究・研修事業）</b></p> <p>合同研修会の開催等、学校と認定こども園等との連携を推進しつつ、教職員の指導力向上を図るとともに、市長部局による「接続期カリキュラム」の策定にあたっては、それぞれの取組みを再度把握し、さらなる連携に取り組む。</p>	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
14	各校において、幼児との交流会をはじめ、合同避難訓練や学校行事への参加、職場体験等により、公立・私立の認定こども園等の幼児と児童・生徒が触れ合う機会を積極的に設けることにより、児童・生徒のみならず教職員間の相互理解が深まった。	
15	市長部局との連携による研修会の開催や「接続期カリキュラム」の策定に向けた取組みを通じて、教育・保育それぞれの現状の把握を進めるとともに、指導方法の工夫・改善についての連携を深めることができた。	
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 就学前施設と市立学校との連携状況を把握し、市長部局とのさらなる連携を図りながら、合同研修会の実施、学校行事等での交流等が行われるよう助言するとともに、校長会等で効果的な取組み事例を示すなど、就学前教育との円滑な接続に努める。</li> <li>◆ 「接続期カリキュラム」において示されている、子ども達の健やかな成長を保障する上で大切にすべき視点や内容・取組みについて、市長部局と連携して研修会を実施することにより、教職員の指導力向上を図る。</li> </ul>		

参考となる図表及び注釈

14. 幼・小・中連携の推進

学校名	実施月	学年	交流園所	内容
守口	1・2月	1年	公立園・私立園所	・学校見学・学校訪問・授業見学
	2月	1年	公立園・私立園所	・1年生による学校紹介及び遊びの交流
庭窪	2月	1年	私立園所	・1年生による学校紹介及び遊びの交流
八雲	2月	1年	私立園所	・近隣の認定こども園等による1年生の授業見学 ・1年生による学校紹介および遊びの交流
錦	2月	1年	公立園・私立園所	・1年生による学校紹介・遊びの交流
金田	12月	1年	私立園所	・1年生が遊びコーナーを準備し、園児を招待する形で交流会を実施
梶	11月	1年	私立園所	・1年生による学校紹介および遊びの交流
藤田	5月	全学年	公立園	・藤田まつりにおける遊びの交流
	2月	1年	公立園・私立園所	・1年生による学校紹介及び遊びの交流
八雲東	1月	全学年	私立園所	・児童会主催の全校行事に招待
佐太	11月	1年	私立園所	・遊びの交流
下島	2月	1年	公立園・私立園所	・1年生のお店屋さんごっこに招待
よつば	11月	1年	私立園所	・仲よし交流会 1年生と校区内の幼稚園・こども園の子ども達が踊りや歌を通して交流
さくら	2月	1年	私立園所	・遊びやゲームの交流会
寺方南	11月	1年	公立園	・合同で体育の授業を実施
	12・1・2月	1年	公立園・私立園所	・1年生による学校紹介及び遊びの交流
第一	11月	2年	公立園	・職場体験における子ども同士の交流
庭窪	12月	2年	私立園所	・凧あげ活動による交流
八雲	11月	3年	私立園所	・家庭科の体験実習（幼児の生活と家族）
梶	12月	2年	公立園	・職場体験及び福祉体験における子ども同士の交流
大久保	7月	2年	公立園	・読み聞かせ等による交流
	10月	2年	公立園	・職場体験における子ども同士の交流
錦	9月	2年	公立園	・職場体験における読み聞かせ等、子ども同士の交流
樟風	11月	2年	公立園	・職場体験における子ども同士の交流
さつき	12月	9年	私立園所	・絵本の読み聞かせ 手作りのおもちゃ遊び
	2月	1年	私立園所	・1年生による遊びの体験交流会



幼小中の連携の様子（職場体験 小と中）



幼小中の連携の様子（給食交流 幼と小）

## 《学校教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆ 授業改善の推進について、授業での話し合い活動の充実など着実に改善が図られている。大阪府では、全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、言葉の力についての課題が打ち出され取り組みが進められており、守口市においても、さらに子どもたちの状況を詳細に分析した上で、課題に正対したターゲットを搾った取組みを推進し成果につなげることを期待する。
  
- ◆ 自学自習力の育成について、土曜日学習会の実施や長期休業用の学習冊子の作成など、きめ細やかな対応をしており評価できる。特に、課題の大きな子どもに対する様々な支援が充実していることは、学びの保障につながっていると考えられる。  
今後とも、学校教育関係部局だけでなく福祉関係部局とも連携しながら、P D C Aサイクルによる改善に努め、さらにきめ細やかな支援につながる効果的な事業となることを期待する。
  
- ◆ I C Tの環境整備がきちんと進められていることは評価できる。今後は、I C Tを活用した教育が本当に子どもたちの学力の増進に寄与しているかを分析することが重要である。また、一時限の指導案を作る際に、どのタイミングで電子黒板やタブレットを使用するか等、I C T機器を活用する観点から授業研究をしていく必要がある。
  
- ◆ 夜間学級について、改正入管法の施行に伴い、今後は外国人生徒の増加が見込まれる。そのため、多言語対応を含めた、きめ細やかな支援体制を充実していくよう期待する。
  
- ◆ 学校図書館が、学習センターや情報センターとしての機能を十分に果たせていないことは課題である。今後は、平成30年度に策定した「守口市立学校図書館基本計画」に則り、各教科における学校図書館のさらなる利活用を行う必要がある。また、司書教諭と学校司書が連携して、学校図書館が学習センターや情報センターとして、どう授業に関わっていくのか研究していくことが重要である。さらに、令和2年度には、市立図書館が設立される予定であることから、学校図書館と相互の連携を推進し、より効果的な運用がなされることを期待する。

学校教育 基本方針 2	心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～
方針目標	<p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。</p> <p>子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みを進めます。</p>
重点項目	<p>6. 人権教育の充実</p> <p>7. 道徳教育の充実</p> <p>8. 生徒指導の充実</p> <p>9. キャリア教育の充実</p>

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	11
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	1
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0



重点項目 6	担当課	
6. 人権教育の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実</li> <li>・ 学校園の教育活動全体を通しての人権意識の醸成と人権教育の充実</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
16 人権意識の醸成と教職員の指導力の向上（人権教育推進事業）		
<p>各校において、「守口市人権教育基本計画」及び「人権教育推進プラン」に基づいた人権教育の系統的な指導計画を作成し、指導方法を工夫しながら、各校の実態に応じた人権教育が推進されるよう指導助言を行う。また、さまざまな人権課題をテーマとした教職員対象の研修と保護者・地域を対象とした研修を開催する。</p>	○	
17 在日外国人教育の推進（人権教育推進事業）		
<p>在日外国人児童・生徒のアイデンティティの育成に寄与するため、各校において実施される在日外国人児童生徒交流会等の活動に講師を派遣するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう自立支援通訳を派遣する。</p>	○	
18 人権侵害事象とセクシュアル・ハラスメントの防止（教職員資質向上事業）		
<p>人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう、各校における相談窓口の設置及び周知の徹底について指導するとともに、担当教員を対象とした研修会を開催し、セクシュアル・ハラスメント防止を含む校内研修の充実を図る。</p>	○	
19 児童虐待への対応（教育指導事業）		
<p>各校において、虐待の早期発見及び適切な対応が進められるよう教職員研修を行う。また、学校及び関係諸機関との連携を密にし、スクールカウンセラー（※19）等も活用することで、当該児童生徒の情報を把握・共有し、迅速に対応するとともに、児童・生徒へ適切なケアを行うよう指示する。</p>	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
16	<p>全校において、さまざまな人権課題（※20）について、テーマや時期を設定し、児童・生徒及び教職員に対する人権教育を推進した。また、全校の人権教育担当者の参加による教職員研修を行うとともに、各校において、全教職員での共有を図ることなどにより、ゲストティーチャーの活用やフィールドワーク等工夫した授業が実施された。加えて、保護者・地域住民を対象に子どもの貧困問題等をテーマとした研修を年4回開催し、人権意識を高めることができた。</p>	
17	<p>外国にルーツのある児童・生徒が、自らのアイデンティティを誇りに思い、自信を持って日本の学校で安心して過ごしていけるよう、12校で実施されている在日外国人児童・生徒交流会（※21）において、市費派遣講師及び府費民族講師の活用を行うとともに、全校の当該児童・生徒が参加対象となっている交流会行事の多国籍化への対応等の充実を図った。また、日本語の理解が困難な児童・生徒11名に対し、中国語、ネパール語、タガログ語等の通訳派遣により、学校生活が円滑に送れるよう支援を行った。</p>	
18	<p>全校において相談窓口が設置され、ポスターの掲示等により児童・生徒への積極的な周知が行われた。また、府作成の冊子等を活用しながら、全教職員対象にセクシュアル・ハラスメント防止等の校内研修を実施した。これらの取組みの結果、セクシュアル・ハラスメント等についての事象は発生しなかった。</p>	
19	<p>各校で行われるケース会議や研修会へ指導主事やスクールソーシャルワーカー等が参加し、指導助言を行うことにより、教職員による児童・生徒の異変に気づく等の対応力が整ってきた。 また、守口市児童虐待防止地域協議会（※22）と連携した研修会の開催や、関係機関との情報共有を行った結果、子どもの安心・安全を最優先に対応することができた。</p>	

## 今後の方向性

- ◆ 経験年数の浅い教職員が増加傾向にあることから、「障害者差別解消法（※23）」「ヘイトスピーチ解消法（※24）」「部落差別解消法（※25）」を踏まえつつ、人権意識の醸成と授業・指導方法の充実を図るため、人権教育に関する基礎的・実践的な研修会を開催するとともに、各校の人権教育にかかる実践を把握し、学校訪問などを通して指導助言を行う。
- ◆ 日本語指導を要する児童・生徒の増加に加え、多国籍化していることから、府の加配を活用した別室による日本語指導に取り組むとともに、先進市の取組み等を参考にしながら当該児童・生徒の指導支援の充実に努める。
- ◆ 児童・生徒が相談しやすい環境を整えるために、スクールカウンセラーの配置や教職員対象のカウンセリング研修を継続するとともに、人権侵害事象が発生した際の対応にかかる資料を活用した校内研修が実施されるよう校長会で定期的に指示を行う。
- ◆ 児童虐待について、各校において迅速な報告・連絡・相談による法に基づいた虐待通告が行われるよう、福祉部局と連携した研修会を実施するとともに、通告後においても見守り及び支援が適切に行えるよう、市費スクールソーシャルワーカーの配置による校内体制及び関係機関との連携強化を図る。

## 参考となる図表及び注釈

### 19. 児童虐待への対応

	学校による児童虐待通告件数	
	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
平成30年度	33件	9件
平成29年度	16件	10件
平成28年度	22件	9件

（学校における児童虐待対応の流れ）

- 1) 教職員等による子どもの変化への気づき（些細な変化、相談等）
- 2) 教職員等から校長への報告
- 3) 校長が校内チーム会議を招集
- 4) 校内チーム会議で応報共有・対応方針の決定
- 5) 校長から市子育て支援課又は子ども家庭センターへの通告（確証がなくても）
- 6) 市子育て支援課又は子ども家庭センターによる対応方針の決定（直接面会後の一時保護等）
- 7) 関係機関と連携した継続的な支援

※19【スクールカウンセラー】：全中学校区及び義務教育学校に1名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※20【さまざまな人権課題】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題。

※21【在日外国人児童・生徒交流会】：放課後等に、児童・生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。平成29年度の参加児童・生徒は55人であり、韓国・朝鮮や中国のほか、様々な外国にルーツを持つ児童・生徒の参加も増加してきている。平成29年度は12校にて実施。

※22【守口市児童虐待防止地域協議会】：児童虐待等の要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、関係諸機関が連携して、要保護児童及びその保護者に関する情報及び認識を共有し、支援の内容を協議するためのネットワーク。

※23【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】：平成28年4月1日施行。学校を含む行政機関では、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。

※24【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】：平成28年6月3日施行。本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、推進することを目的とするもの。

※25【部落差別の解消の推進に関する法律】：平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としたもの。

重点項目 7	担当課	
7. 道徳教育の充実	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成</li> <li>・「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<b>20 道徳教育の推進（教育指導事業）</b>		
<p>各校で作成する道徳教育の全体計画及び年間指導計画が、学習指導要領に基づき適正に計画されているか確認し、必要に応じて指導を行う。また、「特別の教科 道徳」の全面実施にあたり、小学校等では評価のあり方についての研修や指導・助言を行う。また、中学校等では実践研究協力校を1校指定し研究を行うとともに、その成果を各校の道徳教育推進教師（※26）を対象として公開することなどにより、指導方法のあり方について一層理解を求める。</p>		○
<b>21 学校・家庭・地域との連携等の充実（教育指導事業）</b>		
<p>家庭・地域と連携した道徳教育が推進されるよう、各校において、学校公開等を通じた道徳の時間の授業公開が積極的に行われるよう指導助言する。</p>		○
<b>22 環境教育、郷土の伝統・文化に関する教育の推進（教育指導事業）</b>		
<p>児童・生徒が、郷土の魅力に触れ、地域の一員としての自覚を持つことができるよう、環境教育や郷土の伝統・文化に関する教育について知識・技能を持つ人材を紹介し、各校における出前授業の実施に向けた支援を行う。また、継続して「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を配付し活用するなど、地域についての理解を深める授業が展開されるよう指導する。</p>		○
評価の根拠		
○の根拠について		
20	<p>全校の道徳教育の全体計画等の作成内容について確認、指導を行った。小学校等での「特別の教科 道徳」の全面実施により教科書を活用した指導方法や評価について研修や指導助言を行うとともに、実践協力校として指定した梶中学校における研究成果を各校の道徳教育推進教師を対象とした研修として年3回実施し、指導方法についての理解を深めることができた。</p>	
21	<p>すべての学校において道徳の授業公開が行われるとともに、保護者、地域の方々も参加する中学校区等フォーラムの機会を活用するなど、学校・家庭・地域の道徳教育に関する共通理解が進められた。</p>	
22	<p>各校において、各教科等を通じて環境教育に取り組むとともに、企業や淀川河川事務所等の出前授業を活用した実践や、地域の伝統文化に造詣の深い方を講師として招き、和太鼓や茶道等の出前授業を実施する等特色ある取組みを実施した。児童は体験活動等を通して、伝統・文化に興味関心を持つことができた。</p>	
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「特別の教科 道徳」における指導及び評価の在り方について研修や授業公開を通じた研究を継続する。また、学校公開等により授業を広く公開し、家庭・地域と連携した道徳教育の推進を図る。</li> <li>◆ 「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」については、最新情報が掲載されるよう改訂を行い、小学校・中学校等に配付する。</li> </ul>		
参考となる図表及び注釈		
<p>※26【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。各校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。</p>		

重点項目 8	担当課	
8. 生活指導の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・学校いじめ防止基本方針（※25）等に基づく取組みの推進</li> <li>・いじめ・不登校（※26）の未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制の充実</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<b>23 生徒指導体制の充実（教育指導事業）</b>		
<p>暴力行為等に対しては、必要に応じて関係諸機関と連携しながら毅然とした対応が徹底されるよう指導するとともに、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育等の出前授業を実施する。また、「もりぐち携帯3か条」（※27）に基づき、学校への携帯電話等の持ち込みを原則禁止とする取組みを継続する。加えて、全中学校区等において社会性測定用尺度調査（※28）を実施し、問題行動等の未然防止に向けた各校の取組みの充実が図られるよう指導助言する。</p>	△	
<b>24 不登校対策の推進（教育指導事業、教育相談事業）</b>		
<p>各校における不登校児童・生徒の状況について、月毎に把握に努めるとともに、個別のケース会議に指導主事を派遣し、スクールカウンセラー等の活用や、校内適応指導教室への入室等、適切な指導・助言を行う。また、各校個別のケース会議へスクールソーシャルワーカー（※29）の派遣などを行いつつ、福祉部局と連携するとともに、教育専門相談員によるアウトリーチ型支援を行うなど不登校状況の改善に引き続き努める。</p>	○	
<b>25 いじめの未然防止・早期発見（教育指導事業、教育相談事業）</b>		
<p>各校において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を把握し、計画通り進められるよう必要に応じて指導助言する。また、校長会や生徒指導担当者会議において、いじめ対応における留意点等について定期的に確認するとともに、いじめ防止等にかかる取組みが効果的かつ円滑に推進されるよう、連絡協議会の開催等により関係諸機関との連携を深める。</p>	○	
<b>26 児童会・生徒会等の活性化（教育指導事業）</b>		
<p>子どもたちが主体となる活動を行うため、児童会・生徒会の自治的活動の推進や、生徒会交流会の活性化を支援する。また、生徒会が参加する守口子ども議会の企画運営に協力する。</p>	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
24	<p>不登校児童・生徒の状況に応じ、各校で開催するケース会議に指導主事を派遣し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、家庭訪問や校内適応指導教室への入室等について指導・助言を行った。また、小中合同でのケース会議や福祉部局とのケース会議を開催するなど、不登校対応の連携を深めるとともに、平成29年度からの取組みとして小学校2校に教育専門相談員によるアウトリーチ型支援（※30）により、対象児童の不登校状況の改善や校内体制の強化をさらに進めた。加えて、教育相談窓口の一つとして1月からライン相談を試行実施し、3ヶ月間で68件の相談を受付けることができた。</p>	
25	<p>いじめの未然防止及び適切ないじめ認知による早期対応について、全校の生徒指導担当教員等を対象とした研修会を年3回開催した。各校では、研修参加者による校内研修が進められ、アンケートの実施や集団づくりを計画的に取り組むとともに、いじめ対応について定期的に全教職員による確認が実施された。法に基づいた積極的ないじめ認知が進められた結果、認知件数は増加しているが、早期対応につながり重大事態の発生に至らなかった。また、守口市いじめ問題対策連絡協議会を年3回開催し、関係機関との情報交換及び連絡調整を行いつつ、連携を深めた。</p>	
26	<p>各中学校区及び義務教育学校では、合同行事や地域清掃など協同の取組みが継続して行われている。また、年2回の生徒会交流会の開催を行い、各校の取組みを共有しつつ、いじめ問題やネットトラブルへの対応について主体的に考える機会を設けることができた。加えて、府主催の生徒会サミットへの参加や、守口子ども議会の運営等への支援を行う中、参加した代表生徒等は、自校の生徒会活動に活かすことができないかとの視点をもって積極的な意見交流を行った。</p>	

△の根拠について

23

5つのレベル分けをして示した「問題行動への対応について」をもとに、各校においては、関係機関との連携を図る等、毅然とした指導や非行防止教室等の開催が進められたが、一部の学校において、繰り返しの暴力行為が発生し件数が増加した。繰り返しの暴力行為を行う児童・生徒については、スクールソーシャルワーカー等専門家の参加によるケース会議にて、支援方法等プランニングを立て、状況の改善に至った。

今後の方向性

- ◆ 児童・生徒が自分自身を肯定的に価値あるものとして捉え、充実した学校生活を送ることができるよう、定期的な意識調査を通して状況把握及び分析を行いながら、学校行事や集団づくり、児童会・生徒会活動等の取組みを充実させ、いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止に努める。
- ◆ 新たな不登校を生み出さない取組みの充実と長期欠席児童生徒へのきめ細やかな対応ができるよう、アウトリーチ型支援の推進等、個別の状況に応じた教育専門相談体制の更なる充実に努める。
- ◆ いじめ防止については、各校において、学校いじめ防止基本方針に基づいた迅速かつ適切な対応が行えるよう、校長会や生徒指導担当教員会議等を通じて、定期的な指示伝達を行う。
- ◆ 小学校等を中心に市費スクールソーシャルワーカーを定期的に派遣することにより、ケース会議や校内生徒指導体制の更なる充実に努める。

参考となる図表及び注釈

23. 平成30年度の生徒指導事案の発生状況【（ ）内は平成29年度】

	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
対教師暴力	19件（8件）	7件（5件）
児童・生徒間暴力	44件（21件）	49件（53件）
窃盗行為	64件（86件）	17件（24件）
不良行為	22件（21件）	46件（35件）

24. 不登校対策の推進（不登校児童・生徒数）

	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
平成30年度	34名	119名
平成29年度	35名	129名
平成28年度	42名	138名

25. いじめの未然防止・早期発見（いじめの認知件数、< >は年度末、[ ]は次年度6月時点での解消件数）

	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
平成30年度	114件（82件） [114件]	69件（48件） [69件]
平成29年度	85件（56件） [85件]	32件（23件） [32件]
平成28年度	26件（20件） [26件]	16件（12件） [16件]

※平成29年2月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、いじめの解消については3ヶ月の見守りに判断している。

<p>※25【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。</p>
<p>※26【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。</p>
<p>※27【もりぐち携帯3か条】：平成21年1月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。内容は①学校には持って行かない行かさない②家庭でルールを決めましょう③フィルタリングを徹底しよう の3か条。</p>
<p>※28【社会性測定用尺度調査】：大阪府教育庁が作成。「自分自身について」「クラスの人について」「下の学年について」「まわりの大人について」の大きく4項目について、どれだけ肯定的に捉えているかを質問し、学年集団の状況を数値化して変容を見るためのツール。</p>
<p>※29【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。</p>
<p>※30【アウトリーチ型支援】：福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で多用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取組むこと。</p>

重点項目 9	担当課	
9. キャリア教育の充実	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの人生を切り拓いていくために必要な力や意識を養うキャリア教育（※31）の推進</li> <li>・ 9年間の発達段階に応じた一貫した指導の展開</li> </ul>		
教育委員会の取組み		評価
<b>27 キャリア教育の充実（教育指導事業）</b>  発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、すべての中学校区等で作成されているキャリア教育全体計画の検証・改善を行いながら取組みが進められるよう指導助言を行う。  また、児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成するため、最新の進路情報について、学校と連絡を密に行いながら、速やかに情報提供を行う。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
27	全中学校区等でキャリア教育全体計画の検証・改善が行われ、同計画に基づき、職場訪問や職場体験等の体験的な活動など、系統的な教育活動全体の取組みが進められた。  また、年14回開催された守口市進路指導委員会に指導主事が参加し最新の情報提供を行うとともに、同委員会作成の「進路のてびき」を全中学3年生等に配付し、円滑な進路指導を行うことができた。	
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 少子高齢化や人工知能の発達等による予測困難な時代を児童・生徒が主体的に生きていくことができるよう、市内外の効果的な取組みの情報共有を行いつつ、中学校区のキャリア教育全体計画における系統的な計画のもと、指導を展開しつつ、各校での取組みの検証・研究を一層進めていく。</li> <li>◆ 進路指導にあたっては、「進路のてびき」を活用するとともに、大阪府の動向に注視しつつ、中学校進路指導委員会に指導主事が参加するなど、最新の情報を速やかに提供することにより、学校・生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるよう引き続き努める。</li> </ul>		
参考となる図表及び注釈		
※31【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。		

## 《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆ 全校で進めている小中一貫教育は、守口市の特色ある教育であり強みであると考えられる。新学習指導要領で強調されている校種間のつながりや社会への接続を意識したキャリア教育の充実についても、その強みを生かした取り組みの推進に期待する。
- ◆ 人権教育については、教職員研修実績からみると、年々高まるニーズに対応できていると考えられ評価できる。今後、子どもたちの課題に即した各人権課題の学習に際しては、しなやかで柔軟性のある心の形成や、困難に立ち向かう姿勢、自分も他人も大事にできる感覚といった基本的な人権感覚を育てるという視点を大切にしながら、全ての教科において扱っていくことが大切である。
- ◆ 道徳教育については、評価方法の研究等により着実に推進している。また、環境問題は、世界共通の課題という視点から、特別活動や総合的な学習の時間のみならず、どの教科においても教科横断的に取り扱うことも大切にしてもらいたい。
- ◆ 守口市からグローバルに通用する人材を育成していくうえで、人権教育や、在日外国人児童生徒交流会、環境教育などを通して、多文化共生の意識を養うことは重要である。
- ◆ ヘイトスピーチの問題については、自分と異なる他者に対してどういう言葉を使えばよいのか、小学校の段階から教えていくことが重要である。
- ◆ いじめ問題については、よく取り組んでいる。特に、過年度に発生した事案の解消率が100%であることは評価できる。



学校教育 基本方針 3	命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～
方針目標	<p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。</p> <p>また、学校の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。</p> <p>中学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みを進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>
重点項目	<p>10. 健康・体力づくりの充実</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進</p>

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	5
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目10	担当課	
10. 健康・体力づくりの充実	学校教育課 教育センター 保健給食課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動全体を通しての健康の保持・増進及び体力の向上</li> <li>・家庭・地域と連携した健康と体力づくりの推進</li> </ul>		
教育委員会の取組み		評価
<b>28 体力・運動能力、運動習慣の向上（教育指導事業、教育研究・研修事業）</b>  各校における体力向上アクションプランの策定を指示し、体力向上をめざした具体的な取組みを推進する。あわせて、熱中症予防や事故防止等に関する注意喚起を行い、体育学習等における安全確保を徹底する。 また、人材バンク等の外部人材を活用しつつ、適切な練習時間や休養日を設定し、部活動指導の充実を図る。		○
<b>29 食育の推進（教育指導事業）</b>  児童・生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通して自らの健康管理が行えるよう、食に関する全体計画・年間指導計画に基づき、指導目標を明確にし取組みを進める。		○
<b>30 感染症等の予防・対応の確立（学校保健安全事業）</b>  インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症防止のため、関係機関と連携を図りつつ、指導を徹底するとともに、発生時に緊急対応できるよう、家庭用塩素系漂白剤・マスク・エプロン・使い捨て手袋を常備する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
28	「体力向上アクションプラン」が全校において新たに策定され、それに基づいた実践が行われた。体力向上については、各種運動の強調月間の設定や休み時間における外遊びの奨励等、授業以外の時間における具体的な取組みが行われるとともに、体育的行事等における指導上の留意点を示し、指導助言を行うことで、子どもたちの安全に配慮した取組みの徹底を図った。 また、部活動休業日を週1日以上設定する取組みの徹底を図るとともに、部活動の活性化を図るため全中学校及び義務教育学校において、外部人材の活用を促進した。	
29	全校で作成された食に関する全体計画及び年間指導計画に基づき、給食指導と関連を図りながら、各校の目標に向けた食に関する指導が進められた。 また、栄養教諭等による地域での講演、給食だよりや給食試食会の実施を通じて、保護者への食育に関する理解促進のための取組みも行われた。	
30	全校に感染症の予防及び拡大防止のための手洗い・うがい等を行うように徹底した。また、全国的にインフルエンザが流行する前に、関係機関等が出している感染症対策を全校に配付し、注意喚起を行うとともに、学校で嘔吐があれば、家庭用塩素系漂白剤・マスク・使い捨てエプロン・使い捨て手袋を使用した嘔吐箇所の消毒を徹底した結果、学校内での感染症の拡大を防ぐことができた。	

## 今後の方向性

- ◆ 各校における課題に正対した具体的な取組みを推進するため、新体力テストの結果等をもとに、課題をこれまで以上に明確にした上で、「体力向上アクションプラン」の内容の充実等について指導助言を行う。  
また、児童・生徒が意欲的に体育学習等に取組む態度を育むため、プロスポーツ団体等による出前授業の活用等を一層進めるとともに、地域人材の発掘、活用の推進に努める。
- ◆ 平成31年2月に策定した「守口市立中学校に係る運動部活動の方針」に基づき、各校において計画立てた部活動運営が図られるように努めるとともに、部活動指導員の試行実施を行う。
- ◆ 各校における「食に関する全体計画」、「食に関する年間指導計画」の効果検証・改善を積極的に行うため、今後も市教育研究会体育部会をはじめ、学校保健会の各部会との連携をさらに強化することにより、より一層創意工夫ある授業実践等を市内全体で共有することができるよう努める。
- ◆ 関係機関と連携しながら、インフルエンザ等の感染症予防のための手洗い・うがいなどの徹底を図る。  
また、ノロウイルスや麻しん等の感染症が発生した場合には、感染拡大防止のため迅速かつ適切な指導を行う。

## 参考となる図表及び注釈

### 28. 体力・運動能力、運動習慣の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点 (平均値)	小学校及び義務教育学校（前期課程）		中学校及び義務教育学校（後期課程）	
	男子	女子	男子	女子
平成30年度	52.78点	54.35点	40.69点	48.84点
平成29年度	52.58点	54.27点	39.96点	46.41点
平成28年度	52.34点	54.40点	39.69点	46.95点

部活動外部人材活用状況

	ソフト テニス	バド ミントン	バレー ボール	卓球	野球	ソフト ボール	バスケット ボール	ラグビー	和楽器 その他	合計	前年度比
学校数 (校)	4	3	4	3	2	2	2	1	9		
指導者 (人)	5	5	6	2	2	1	3	1	19	44	5人減
活用時間 (時間)	1,160	716	2,303	317	303	32	518	537	1,394	7,280	628時間増

重点項目11	担当課	
11. 安全・安心な環境づくりの推進	学校教育課 保健給食課 総務課 学校管理課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の危機管理体制の充実</li> <li>・学校園の安全管理体制の確立及び地域と一体となった取組みの推進</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<b>31 学校の危機管理体制の充実</b> (小学校運営事業、施設維持管理事業、教育指導事業、学校保健安全事業)  各学校で作成されている「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」について検証・改善が継続的に行われるよう指示しつつ、あらゆる場面を想定した避難訓練の実施を含め、教科等における指導を関連させながら横断的な防災教育を推進する。 また、平成30年4月に改訂した「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した専門医による教職員対象の研修会の実施、食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理体制の徹底等に努める。	○	
<b>32 学校園の安全管理体制の確立 (教育指導事業)</b>  警察との連携による小学1年生と4年生を対象とした交通安全教室を全校で実施するとともに、消防署との連携による教職員を対象とした救急救命法実技講習会を開催する。 また、児童の登下校の安全確保を図るため、保護者や地域による見守りや通学路の危険な交差点等に誘導警備員を配置するとともに、不審者の情報提供があった際には、速やかに各学校等に注意喚起を行う。 学校施設・設備についても、学校との連携を密にし、専門業者による定期的な点検などを行いつつ、安全管理に努めていく。	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
31	全校において「学校防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」が作成され、授業時間以外の休み時間や下校時等の発生を想定した避難訓練や、保護者への引き渡し訓練が実施された。 また、順次、教職員の救急インストラクター講習の受講を進め、資格を持つ教員が計13名となった。 さらに、3年間有効の資格であることから、平成27年度に資格を取得した教員を対象に再講習を受講するよう斡旋し、有資格教員の維持にも努めることができた。 教職員を対象に、食物アレルギー疾患を有する児童に適切に対応するため、専門医によるエピペン講習会を2回実施するとともに、食中毒防止のため、関係機関と連携した食品・施設等の衛生検査を実施し、衛生管理体制の徹底等に努めた。	
32	関係機関と連携した自転車の交通安全教室については、地震・台風の影響により中学校及び義務教育学校後期課程において3校が未実施となったが、学校による安全教室が実施され、児童・生徒の危機管理意識の向上が図れた。 児童の登下校にあたっては、放課後下校時警備配置事業(※32)を継続して実施した。また、青色防犯パトロール活動についても、引き続き支援し、児童の安全確保と地域の防犯意識の向上に努めるとともに、平成30年度には、新たに八雲東小学校校区と佐太小学校校区において、青色防犯パトロール隊が発足した。 なお、昨年度に引き続き、青色防犯パトロール中の不審者等による被害は発生しなかった。 不審者等の情報については、ミマモルメ等を活用した連絡体制のもと、保護者や地域に速やかに情報提供をおこなった。 学校施設・設備の管理については、学校現場による日々の点検の他、専門業者による法定点検を実施するなど、安心・安全な環境の確保に努めた。 平成30年度に発生した地震や台風などの自然災害による被害への対応として、ブロック塀のフェンス改修、校舎等の壁面クラックの補修や強風により飛散した施設の復旧などを行った。	

## 今後の方向性

- ◆ 予期せぬ災害が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、防災マニュアル等の作成上の留意点を示し、継続的な検証・改善を行うとともに、避難訓練などを通じた児童・生徒への防災教育の推進に努めるなど、危機管理体制の充実に取組んでいく。
- ◆ 消防署や警察署等の関係機関と連携した児童・生徒への出前授業や教職員への救急救命法実技講習会の開催などを行うとともに、教職員の救急インストラクター講習及び再講習の受講を促す。
- ◆ 関係機関の協力のもと、全校で交通安全教室を実施するとともに、学校・PTA及び地域とも連携し、通学路における児童の安全確保に努める。  
また、通学路の危険箇所の再点検をするなど、登下校時の児童の安全対策の充実に努める。
- ◆ アレルギー疾患を有する児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、平成30年度に改訂した「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した講習会を実施し、教職員への周知の徹底を図る。
- ◆ 災害による施設等に被害が生じたことを一つの教訓として、学校との連携をより一層強化するなど、事前の施設点検を行い、計画的な改修などの取組みを行う。

## 参考となる図表及び注釈

### 31. 学校の危機管理体制の充実

#### 不審者情報提供状況

	小学校及び義務教育学校 (前期課程)	中学校及び義務教育学校 (後期課程)
平成30年度	31件	9件
平成29年度	37件	18件
平成28年度	33件	17件

### 32. 学校園の安全管理体制の確立

#### 交通安全教室実施状況（小学校及び義務教育学校前期課程対象）

	春の歩行訓練教室	秋の自転車安全走行教室
平成30年度	14/14校	14/14校
平成29年度	16/16校	16/16校
平成28年度	16/16校	16/16校
平成27年度	17/17校	17/17校

#### 自転車の安全教室実施状況（中学校及び義務教育学校後期課程対象）

	実施校数
平成30年度	4/8校
平成29年度	7/8校
平成28年度	5/8校
平成27年度	1/8校

#### 教職員対象のエビペン講習会参加状況

	実施回数	小学校及び義務教育学校 (前期課程)	中学校及び義務教育学校 (後期課程)
平成30年度	2回	138名	74名
平成29年度	3回	247名	33名
平成28年度	2回	63名	65名
平成27年度	2回	82名	38名

※32【放課後下校時警備配置事業】：各小学校区及び義務教育学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保する。

## 《学校教育分野 基本方針3に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆ 水泳指導開始前の全教職員を対象にした救急救命講習会の実施に加え、救急インストラクター（有資格者）の育成など、子どもの命を守る取組の充実に努めていることは評価できる。今後、救急救命講習会欠席者への追講習を行うなど全員の受講を確認し、引き続き子どもを守る最善の状況を作ってもらいたい。
  
- ◆ 感染症予防については、マスク等の配布、消毒の徹底など、よく取り組んでいる。
  
- ◆ 体力向上については、持久走や反復横跳びなど、練習すれば結果がついてくる種目もある。学力の向上に注目が集まりがちではあるが、体力の向上も重要であるため、バランス良く取り組む必要がある。
  
- ◆ 防災教育について、守口の強みである小中一貫教育の学びの中で、中学生は下級生の保護などを通じて、自分たちが  
ある意味、守る側でもあるということを理解した上で、一市民としてどんな働きができるのかという視点も含めて、実践的な取組みを続けることを期待する。
  
- ◆ 部活動外部人材の利用に当たっては、子どもたちとの相性にも配慮しつつ、研修を実施するなどして、教育の一環である部活動が勝利至上主義に陥ることがないように注意されたい。

学校教育	学校力を高める
基本方針 4	～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～
方針目標	<p>学校は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。</p> <p>校長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践を進めるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p> <p>全中学校区において、義務教育9年間を見通した教育目標を掲げ、一貫性のある教育活動に取り組めます。</p> <p>その中で、本市の小中一貫教育の推進役となる施設一体型の義務教育学校さつき学園を開校したことから、その成果を検証し、他の学校に発信していきます。</p> <p>他方、地域によっては少子化の進行により、学校の小規模化が教育環境に大きく影響を及ぼすことから、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、子どもたちが多様なものの見方や考え方を身につけ、切磋琢磨しながら集団活動を適切に行えるよう学校規模の適正化を図ります。</p>
重点項目	<p>12. 学校経営の改善</p> <p>13. 教職員の資質向上・研修の充実</p> <p>14. 教育環境の充実</p>

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	12
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目12	担当課	
12. 学校経営の改善	学校教育課 教育センター 総務課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育目標や経営方針及び個別課題に対する明確なビジョンと具体的方策の明確化</li> <li>・ 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの展開</li> <li>・ R-PDCAサイクルによる学校経営の改善</li> </ul>		
教育委員会の取組み		評価
<b>33 校長の指導力・リーダーシップの発揮（教職員研修事業）</b>		
<p>校長会を開催し、学校教育の推進にかかる留意点、事象への迅速な対応等を指示伝達するとともに、管理職が各校での課題や成果などを共有する場での意見交換や指導助言を行う。 また、評価育成システムを活用し、学校経営の改善を図る。</p>		○
<b>34 家庭・地域との連携（教育指導事業）</b>		
<p>保護者・地域等へ、学校便りやホームページ等による学校情報の発信等を行いながら、学校支援地域本部（※33）等を活用し連携を図るよう指導助言する。 加えて、家庭・地域との「連携」から「協働」による取組へと発展させるため、さつき学園に学校運営協議会を設置するとともに、令和2年度の全中学校区への設置に向け、校長ヒアリングによる全中学校区の現状把握及び地域住民等に対する制度説明を行う。</p>		○
<b>35 学校の組織力の向上（教育指導事業、支援教育推進事業等）</b>		
<p>学校運営に関する評価の結果について、全教職員で共有した上で、学校運営の改善を図るよう指導するとともに、学校における各種教育の担当者を対象とした研修や会議を開催し育成を図る。 また、首席（※34）・指導教諭（※35）等を活用して、ミドルリーダーを育成できるように、指導主事計画訪問等でヒアリングを行い、各校の課題解決に向けての人事配置を行う。</p>		○
<b>36 小中一貫教育の推進（教育指導事業）</b>		
<p>全中学校区等において、小中一貫教育推進計画の作成を指示し、必要に応じて指導助言を行うとともに、工夫された取組み等についての情報提供を行う。 また、小中一貫教育の更なる推進を図るため、全中学校区への学校運営協議会設置に向けた準備を進める。</p>		○
<b>37 学校事務の効率化（学校運営事業）</b>		
<p>学校事務の効率化を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、学校事務共同実施（※36）を推進する。 また、全教職員に配付されている校務用パソコンの有効活用が図れるよう、環境整備に努める。</p>		○
<b>38 働き方改革の推進（教育指導事業）</b>		
<p>教職員の長時間勤務の解消などを図るため、学校における働き方改革（全体計画）を策定し、全校において週1回設定した一斉退庁日及び部活動休養日の徹底を図るとともに、実施状況の把握に努める。 また、夏季休業期間における学校閉庁日の試行実施に取り組む。</p>		○
<b>39 多様な人材の活用（連携協定事業）</b>		
<p>連携協力に関する協定書を締結している各大学及び市民団体等の協力を得て、各市立学校に多様な人材を派遣する。 また、企業やNPO法人と協力し、授業が充実したものとなるよう、出前事業や人材の情報共有を行う。</p>		○



評価の根拠	
○の根拠について	
33	<p>毎月開催の校長会で喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行い、校長の指導力・リーダーシップの発揮を促すとともに、管理職研修会において指導助言を行った。</p> <p>また、評価育成システムの目標設定時において、あらゆる項目に数値目標を設定し学校経営等の改善を図るよう指導した。</p>
34	<p>全校において学校ホームページや学校便り等での情報発信が行われるとともに、学校支援地域本部との連携の強化により、学習支援や環境整備、登下校時の見守り活動に加え、大阪北部地震発生時における避難誘導や台風21号による通学路の被害状況及び安全確認等、学校と家庭・地域の連携による取組みが一層推進された。</p> <p>また、さつき学園学校運営協議会においては、地域住民等による学校運営改善に向けた活発な議論が進められた。</p> <p>同時に、全中学校区の校長ヒアリングを通して、地域組織等の現状把握を行うとともに、学校運営協議会に関する地域住民等への制度説明及びさつき学園における取組みの紹介を行い、地域住民等の理解を図ることができた。</p>
35	<p>学力向上推進教員会議や支援教育コーディネーター研修等を開催し、担当教員間の情報共有及び意見交流を行い、各校の取組みに活かすことができた。</p> <p>また、全校に年4回指導主事の計画訪問、年3回の人事ヒアリングを実施し、各校の状況把握、指導助言に努めることにより、ミドルリーダーの育成、組織力の向上につなげた。</p>
36	<p>全中学校区等において作成された小中一貫教育推進計画に基づき、合同授業研究会や児童生徒の交流活動等が計画的に進められるとともに、八雲中学校区で取り組まれている中学校教員の支援による小学校外国語活動の授業実践等、工夫ある取組みを発信することができた。</p> <p>また、地域住民等への制度説明等、全中学校区への学校運営協議会設置に向けた準備を進めることができた。</p>
37	<p>学校事務支援センター（※37）を核として、市教育委員会、学校の連携を図るため、事務連絡会（毎月）、事務共同実施推進委員会（3回）、学校事務共同実施ブロック長会議（3回）、及び研修会を開催し、学校事務共同実施を推進した。</p> <p>また、校務用パソコンを活用した情報共有や職員会議の開催がされるなど、事務の効率化が進んだ。</p>
38	<p>全校一斉退庁日やタイムカードによる出退勤管理などによる働き方に関する教職員の意識改革、部活動指導員の配置やコミュニティ・スクールの導入などによる業務改善の取組みを計画的に推進するため、学校における働き方改革（全体計画）を策定した。</p> <p>また、全校一斉退庁日及び部活動休養日を徹底させるとともに、夏季休業日中には5日間の学校閉庁日や、教職員の勤務時間を客観的に把握するため、ICカードによる出退勤管理を試行実施した。</p>
39	<p>協定大学や企業、市民団体等による出前事業や授業支援を学校で活用してもらうために、適宜情報提供を行い、各校で複数の外部団体による授業支援が行われた。</p>

## 今後の方向性

- ◆ 校長のリーダーシップを発揮させ学校の組織力を向上させるため、評価育成システムの面談を通してより適切な目標設定を行うよう指導するとともに、校長会や管理職研修を通じて校長の指導力の向上に努める。また、学校の組織力強化を図るため、引き続きミドルリーダーの育成にかかる研修の充実を図る。
- ◆ 学校・家庭・地域の「連携」から「協働」による取組みへの発展及び小中一貫教育の更なる推進を図るべく、令和2年度の全中学校区への学校運営協議会の設置に向け、全中学校区に校長、PTA、地域住民等で構成する「コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、各校区の実情に応じた委員構成、組織体制、会則等についての協議を進める。
- ◆ 働き方改革の推進については、ICカードによる出退勤管理を行い、教職員の勤務状況を把握するとともに、学校における働き方改革（全体計画）を定期的に見直していく。また、学校閉庁日の本格実施とともに、全中学校等で運動部活動の方針に基づいた部活動を進め、研究校2校で部活動外部指導者制度を活用していく。

## 参考となる図表及び注釈

「学校経営の改善」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校支援コーディネーター	全校	学校のニーズを受け、そのニーズに応じた地域ボランティアを派遣する等の学校支援を行う。	33名
地域ボランティア	全校	登下校時の見守り、放課後等の学習支援、本の読み聞かせや蔵書整理、花壇の整備等の学校支援を行う。	約7,000名

※33【学校支援地域本部】：学校からの要望に応じてコーディネータが学校に地域ボランティアを派遣する等の学校支援活動を行う仕組み。登下校時の児童の見守り、長休時や昼休みの図書館開放や読み聞かせ、花壇や樹木などの環境整備等の活動を実施。

※34【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※35【指導教諭】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研究支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。

※36【学校事務共同実施】：守口市立学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実に図り、学校事務における処理体制を効率化する。

※37【学校事務支援センター】：各中学校区ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向上のための研修を企画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う（平成21年度より第一中学校内に設置）。

重点項目13	担当課	
13. 教職員の資質向上・研修の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の資質向上</li> <li>・ 研究授業の充実等、校内研修体制づくりの充実</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<b>40 法令遵守の徹底（教職員研修事業）</b>		
<p>体罰禁止や個人情報の適切な取り扱い等、教職員の服務にかかる研修を、新規採用教職員や講師を対象に実施する。</p> <p>また、校長会で服務にかかる校内研修を指示し、定期的な状況把握を行うとともに、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。</p>		○
<b>41 教職員研修の充実と指導力の向上（教育研究・教職員研修事業）</b>		
<p>教職員の指導力向上に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をはじめとした新学習指導要領改訂のポイントや、複雑・多様化する教育課題等に対応した教職員研修を開催するとともに、各校で実施された校内研修に、必要に応じ研修講師として指導主事を派遣する。</p> <p>評価・育成システムの適切な活用について、校長会で詳細説明を行うとともに、学校長との連絡を密にとり、指導が不適切な教員等を早期に把握し、指導・改善に取り組む。</p> <p>加えて、指導教諭・指導養護教諭・指導栄養教諭の活用を促進し、教職員の指導力の向上に努める。</p>		○
評価の根拠		
○の根拠について		
40	<p>年度当初に新規採用教職員や講師を対象とした服務研修を実施するとともに、毎月の校長会において服務違反による処分事例や時期に応じた情報提供を行うなど、各校での校内研修の指導・支援を行うことにより、教職員の服務にかかる事案は発生しなかった。</p>	
41	<p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「特別の教科 道徳」、小学校外国語、プログラミング教育、虐待、不登校、防災教育等の教育課題にかかる研修、キャリアステージに応じた研修、府外への学校視察を含めた授業改善のための研修を行うとともに、必要に応じ、校内研修に研修講師として指導主事を派遣し、指導助言した。</p> <p>他の教職員と共有を図ることにより、新学習指導要領の円滑な実施にむけた準備や授業改善を進めるとともに、経験年数の少ない教員の授業力の向上にもつなげることができた。</p> <p>校長会で定期的に評価・育成システムに関する情報提供等を行い、システムの適切な活用を指導した。</p> <p>また、指導主事による定期的な学校訪問において、全教員の授業観察を行い、指導力の把握と適宜指導を行うとともに、指導力に課題のある教員に対しては、学校と連携し継続的な指導を行い、当該教員の指導力の改善に努めた。</p> <p>加えて、指導教諭等を活用した研修を開催し、教職員の指導力の向上に努めた。</p>	
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令遵守の徹底に向けては、休暇取得の事前申請等日々の服務管理の徹底を図るとともに、毎月の校長会で懲戒処分事例や冊子「不祥事予防に向けて」の資料などを提示し、校内研修を今後とも繰り返し実施していくよう指導していく。</li> <li>◆ 教職員の指導力向上については、学校訪問等により各校の状況を把握し、各校に応じた校内研修の支援を行うとともに、大阪府教員等研修計画に基づき、キャリアステージに応じた教員研修を行い、1年目、2年目、3年目、5年目、10年目の教員に対して、府と連携しながら、研修を実施する。</li> <li>◆ 各校では児童・生徒主体の授業が中心に行われているところであり、市教委としても研修内容の一層の充実のため、ニーズの把握と検証に努め、学力向上プランの推進に向け、課題に正対した研修企画を行う。</li> </ul>		

## 参考となる図表及び注釈

### 学校教育課主催の研修・研究協議会

研修名	対象	目的	開催回数	参加人数
人権教育関係研修	校内で人権教育を中心に担う者	人権教育の現状と課題及び取組みについて認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考える。	3回	64人
支援教育関係研修	校内で支援教育を中心に担う者	支援教育に関する実践力の向上を図る。	10回	535人
生徒指導研修	校内で生徒指導を中心に担う者	適切な指導方法など対応力の向上を図る。	3回	75人
教育課程研究協議会	校内で教育課程を中心に担う者	小中義務教育学校の教育課程編成及び実施上の課題について研究協議を行い、小中義務教育学校の改善・充実を図る。	4回	151人
道徳教育研修	校内で道徳教育を中心に担う者	道徳教育に関する実践力の向上を図る。	3回	79人

### 教育センター主催の課題やキャリアステージに応じた研修

研修名	対象	目的	開催回数	対象人数
教職研修 カレッジ	授業づくり	子ども主体の授業づくりの推進と、授業力向上を図る。	夏季20回 冬季7回	570人 168人
	集団づくり	子ども理解や、学級経営等について向上を図る。		
	教育相談	児童・生徒への理解や保護者との関わり方など教育相談に関するスキル向上を図る。		
	情報教育	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進、情報活用能力の向上を図る。		
	今日的課題	教職員の資質向上を図る。		
授業改善推進研修	学校の中核となる教員	学校視察等の研修を実施することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る。	5回	104人
学力向上推進に向けた福井市学校視察研修	校内研究、学力向上に携わる教員または学校長が推薦する者	先進的な授業研究のあり方を学び、子ども主体の授業づくりをめざした授業改善の推進を図る。また先進的な校内研究体制を学び、学力向上の推進に資する。	1回	36人
講師研修	初めて講師となる者および経験おおよそ5年以内の講師で校長が推薦する者	指導力向上を図る。	1回	24人
学校事務職員研修	学校事務職員	給与事務や生活保護等、現在の課題について学ぶ。	3回	27人

### 教育センター主催の法定研修

研修名	対象	目的	開催回数	対象人数
初任者 新規採用者研修	初任者・新規採用者	実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	7回	13人
2年次研修	2年目教員	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	5回	22人
5年次研修	5年目教員	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。	1回	29人
10年経験者研修	10年経験者	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。	2回	22人

重点項目14	担当課	
14. 教育環境の充実	学校管理課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合校の開校に向けた取組みの推進</li> <li>・ 児童数が増加する学校の規模適正化に向けた取組み</li> <li>・ 学校規模の適正化及び学校施設の適正管理</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<b>42 さくら小学校の開校に向けた取組みの推進（施設整備・建設事業）</b>		
<p>令和3年4月の新校舎供用開始を目指し、旧三郷小学校等の解体工事に係る地域住民説明会を開催するとともに、工事監理業者と調整を図りながら、工期内の解体工事完了に向けた取組みを進める。</p>	○	
<b>43 児童数が増加する学校の規模適正化に向けた取組み（学校規模適正化事業）</b>		
<p>より良い教育環境整備の観点から、大規模集合住宅の建設等による児童数及び学級数が増加し、将来的に大規模化が予測される守口小学校区について、隣接校区のさつき学園との選択区域の拡大を行う。</p>	○	
<b>44 学校規模の適正化及び学校施設の適正管理（学校規模適正化事業・施設維持管理事業）</b>		
<p>平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に掲げた統合等の取組みは一定完了する見込みとなったことから、統合校以外の既存校においては児童・生徒数の推移はもとより、施設の老朽化にも着目し、より良い教育環境の整備に向けた方針策定に取り組むとともに、既存校における教育諸条件向上の観点での整備方針の策定にも取り組む。</p>	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
42	<p>令和3年4月のさくら小学校新校舎供用開始に向け、旧三郷小学校校舎等の解体にあたり、地域住民の理解・協力を得るため、平成30年7月に地域住民説明会を開催し、解体工事に関する意見等の聞き取りを行った。</p> <p>解体工事開始後においても、近隣住民から、騒音、振動、工事車両の安全対策などに対する指摘を受け、これらの対応策についても、工事施工業者及び工事監理業者と各種調整を図りながら是正・指導を行うなど、解体工事の進捗管理を綿密に行った結果、工期内において解体工事を完了することができた。</p>	
43	<p>守口小学校及び隣接するさつき学園の児童数・学級数の推移を分析し、大規模化が予測される守口小学校区について、様々な検討を重ねた結果、さつき学園との選択区域の拡大を決定した。</p> <p>その後、平成30年9月における両校の保護者対象の説明会の開催、平成31年4月に完成予定の大型集合住宅の販売会社へ説明を行うなど周知を図った。</p> <p>当該選択区域の拡大（※38・39）により、新たに選択対象となった児童の117名のうち37名（31.6%）がさつき学園を選択したことから、平成31年当初における両校の学級数に増減が生じない結果となった。</p>	
44	<p>「守口市学校規模等適正化基本方針」に掲げた統合等の取組みは、平成30年4月のさくら小学校の開校をもって、一定完了する見込みとなった。統合校以外の既存校における児童・生徒数及び学級数の推移を見極め、施設の老朽化にも着目し、より良い教育環境の整備に向けた方針の策定に取り組むとともに、教育諸条件向上の観点から、特別教室の空調設備の設置と学校トイレの改修を含んだ施設整備計画の策定にも取り組んだ。</p>	

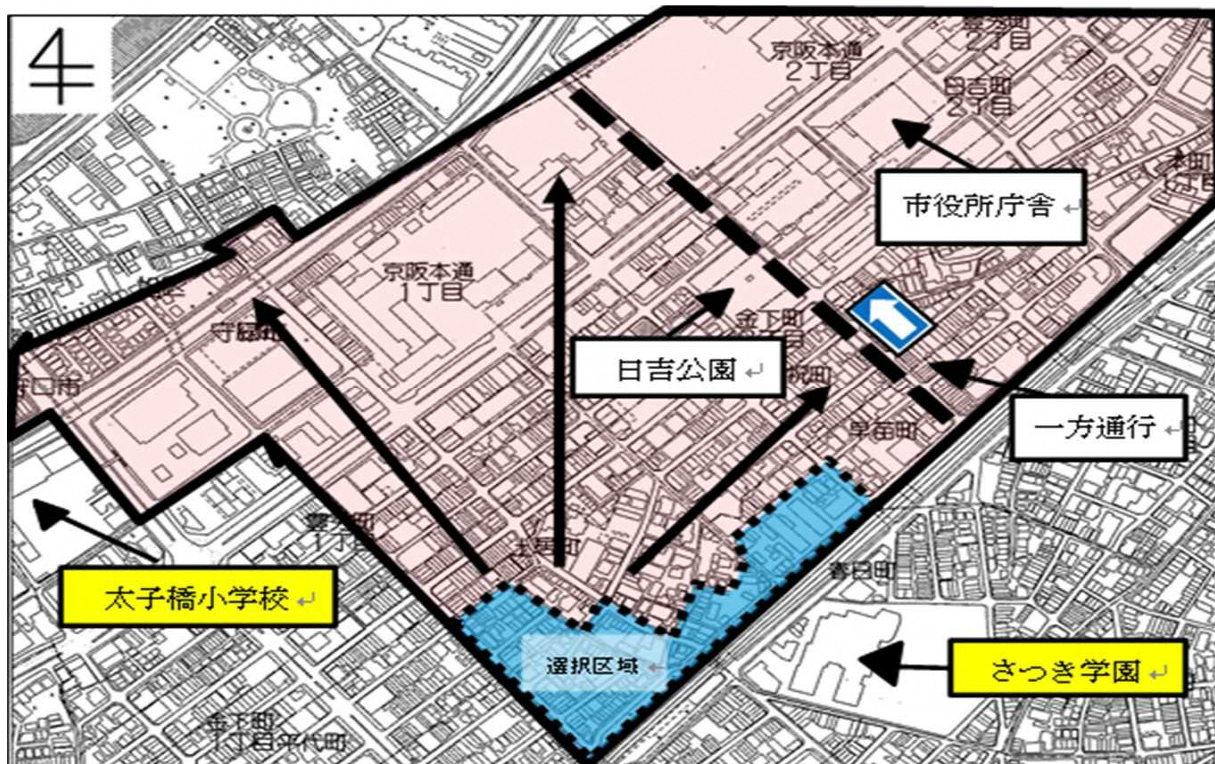
今後の方向性

- ◆ 令和3年4月のさくら小学校新校舎の供用開始に向けた取組みを着実に進めていく。
- ◆ 既存校における施設の老朽化の進行に着目し、国が推し進めている長寿命化改修を基本とする今後の施設整備のあり方をまとめた「学校施設整備方針」を策定するとともに、国の財政支援を活用し、さらなる教育環境の充実と学校生活の質の向上を図る観点から、特別教室の空調設備の設置と学校トイレの改修を実施する。

参考となる図表及び注釈

※38【選択区域の範囲図と選択対象児童】

①選択区域の拡大範囲（太線内は守口小学校区）



②選択対象児童

選択区域に在住し、令和元年度以降において小学校へ新入学、又は転入学する児童及び平成30年度において守口小学校に在籍する1年生から5年生の児童

※39【守口小学校・さつき学園の児童数、学級数の状況及び選択区域の拡大による結果】

		平成30年4月時点	平成31年4月見込	選択区域の拡大実施 ⇒	平成31年4月時点
守口小学校	児童数	634名	686名		
	学級数	19学級	20学級	19学級	
さつき学園 (前期課程)	児童数	422名	393名	429名	
	学級数	12学級	12学級	12学級	

## 《学校教育分野 基本方針4に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆ 教育環境の充実については、計画通りに着実に前進しており、非常に評価できる。
  
- ◆ 働き方改革について、着実に取組みが進んでいることがわかる。「働き方改革＝子どものための改革」という視点から、先生方がゆとりを持ったことによって、子どもの教育にどうフィードバックできたのが重要であると考えます。今後、働き方改革の進捗を評価するにあたっては、教育活動の充実（先生が子供と向き合う時間が確保できたことで実現した成果）等の視点を取り入れてもらいたい。
  
- ◆ 学校経営の改善について、ミドルリーダーの育成等、計画通り着実に進んでおり評価できる。
  
- ◆ 学校運営協議会について、さつき学園がリーディングスクールとして成果を上げている。また、市内各中学校区として運営協議会を設置する取組みは今後のモデルケースと成りうると思われる。今後、保護者や地域の方々からの意見や要望を一つ一つ丁寧に精査することで、特色ある学校の運営改善に期待する。

社会教育	生涯学べる社会をつくる
基本方針 5	～学びと気づきを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～
方針目標	市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力ある地域づくりを目指します。
重点項目	15. 社会教育の振興

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	5
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0



重点項目15	担当課	
15. 社会教育の振興	コミュニティ推進課 生涯学習・スポーツ振興課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と一体となり、市民の学習意欲を促す取組みの推進</li> <li>・文化・芸術活動の支援</li> <li>・社会教育における成人基礎学習や青少年健全育成活動の支援</li> <li>・文化財を保存・活用するための調査・研究の推進</li> <li>・地域のきずなづくり及び地域の教育力の向上への支援</li> </ul>		
教育委員会の取組み	評価	
<p><b>45 学習機会・情報の提供</b> (子ども読書活動推進事業、講座開催事業、地区コミュニティセンター運営事業)</p> <p>生涯学習情報センターやコミュニティセンター等において、市民のライフステージに応じた講座・教室を開催し、市民のニーズに合った学習機会の提供を行うとともに、市の生涯学習の拠点である生涯学習情報センターを図書館法上の市立図書館を中核に備える「守口市生涯学習情報センター改修基本構想」を策定し、生涯学習機能の拡充を図る。</p>	○	
<p><b>46 子ども読書活動の推進</b> (子ども読書活動推進事業、講座開催事業、地区コミュニティセンター運営事業)</p> <p>「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、市内の認定こども園等において「絵本のおはなし会」の開催、読書週間におけるイベント開催や子ども読書の日記念事業を開催し、子どもの読書活動への関心と理解を深めるとともに、読み聞かせを行う読み手のステップアップ講座等を開催するなど、子どもたちの読書活動を推進する。</p>	○	
<p><b>47 文化・芸術活動の支援</b> (文化行事開催事業、現代南画管理運営事業)</p> <p>市民の自主的なグループ・団体による文化活動に対し、事業支援を行うとともに、文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会の開催や日本南画院大作展を行うなど、文化・芸術活動を振興する。</p>	○	
<p><b>48 青少年健全育成活動の支援</b> (青少年団体活動助成事業)</p> <p>市内において、青少年の健全育成活動に取り組む諸団体に対し、それぞれの活動に対する支援を行い、更なる活動の促進を図る。</p>	○	
<p><b>49 文化財の保存と活用</b> (旧中西家住宅管理運営事業、文化財保護事業)</p> <p>市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財展や講座を開催するとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においては、四季折々のイベントなどを開催する。また、市内外に向けて、本市の文化財の魅力や情報の発信に努める。</p> <p>文化財の保存については、「大枝中村家文書」の守口市指定文化財の指定に向けた調査を実施する。</p>	○	

評価の根拠	
○の根拠について	
45	<p>コミュニティセンターなどで市主催講座、「おはなし劇場」・「家庭教育講座」・「ママのためのハッピー講座」の開催、教室等では、「親学びの会」・「ママカフェ」など自主活動団体との連携を図るとともに、多くの子育て世代の方に参加していただけるよう広報活動に努めた。また、高齢者を対象としたスマートフォントラブル対策講座など、市民のライフステージやニーズに沿った様々な講座も開催した。</p> <p>市の生涯学習の拠点である生涯学習情報センターを市民のニーズを踏まえた図書館法上の市立図書館を中核に備える「守口市生涯学習情報センター改修基本構想」を策定した。</p>
46	<p>子ども読書活動の推進については、新たな市内の認定こども園への周知を行い、児童センターで毎月1回、児童クラブで8回、年間合計35回の絵本の「おはなし会」を開催した。読書週間を記念したイベントや子ども読書の日の記念事業としては、絵本作家によるライブペンティングと併せ、新たに、府との共催事業として「えほんひろば」を人が集まる商業施設で開催し、多くの参加者を募ることが出来た。</p> <p>また、ボランティア講座を開催し、ボランティアの方々の知識を深め、仲間とともにモチベーションを高めていただけるよう取組みを進めた。</p>
47	<p>市広報誌・ホームページや、守口文化センターと生涯学習情報センターのイベント情報誌「情show気流」等を通じ、市民や各文化・芸術団体に対し、文化・芸術の情報提供を行った。</p> <p>市役所本庁舎において、市総合美術協会と共催で11月に開催した「第62回守口市美術展覧会」では、市内外から応募があり、入選作品の展示を4日間の会期で行った。</p> <p>また、生涯学習情報センターで、10月に開催した「日本南画院大作展」では、現代南画の第一線で活躍されている方々の作品20点を展示し、4日間の開催を行なった。</p> <p>新たな取組みとして、市役所本庁舎の壁面に現代南画作品を四季に合わせて展示し、より多くの方に魅力を身近に感じてもらうよう取り組んだ。</p>
48	<p>青少年（18歳未満の者）の健全育成活動に自主的に取り組んでいる団体に対し、事業経費の一部を補助する「青少年団体補助金制度」を平成29年度より開始した。</p> <p>市ホームページや広報誌を活用し、周知に努めたところ、利用団体は増加し（29年度：9団体、30年度：13団体）、青少年の健全育成活動の促進を図ることができた。</p>
49	<p>市民文化財講座では、「守口市の仏像を語る」・「遺跡から分かる近世の暮らし」をテーマに開催するとともに、子どもたちには、夏休みに「古代の兜を作る」体験講座を実施し、文化財に親しんでもらえるよう取り組んだ。</p> <p>市文化財展では、「明治維新150年」をテーマに、守口市ではどのような影響があったのかを古文書から振り返り、文化財の重要性について、参加者に再認識していただいた。</p> <p>もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においては、「観月の夕べ」や「ひな祭り」、「ジャズコンサート」をはじめ、新規事業として「アンサンブルコンサート」等、四季折々に関連するイベントや企画展を開催し、SNSを利用した周知にも努め、例年より来館者が増えた。</p> <p>また、「大枝中村家文書」については、守口市指定文化財の指定に向けた調査を完了し、取組みを進めることができた。</p>

## 今後の方向性

- ◆ 講座・教室の開催にあたっては、市民のライフステージに応じたニーズ等を把握し、関係団体と連携しながら、引き続き取り組むとともに、多くの方に参加していただけるよう、広報活動に努める。
- ◆ 子どもの読書活動の推進に向けては、「守口市子ども読書活動推進計画」の次期計画を策定し、総合的な取り組みを進める。
- ◆ 現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎などの公共施設等において、現代南画作品の展示を引き続き行うなど魅力発信に努めるとともに、市美術展覧会、日本南画院大作展の来場者の増加に繋がる広報活動に取り組む。
- ◆ 多様化が進む青少年関係団体への実施事業に対し引き続き支援を行う。
- ◆ 市民文化財講座や市文化財展の開催にあたっては、市民が親しんでもらえるようなテーマ設定を行うとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業の広報活動に努めるなど、市民の文化財愛護意識を高める。
- ◆ 調査が完了した「大枝中村家文書」については、市文化財指定に向け、守口市文化財保護審議会を開催するなどさらなる文化財の保存と活用に努める。

## 図表及び注釈

### 47. 展示会での出品・出展数等

#### (1) 市美術展覧会（開催期間は4日間）

	出品数（点）	入選数（点）	入場者数（人）	会場
平成30年度	284	173	1,316	市役所本庁舎
平成29年度	288	172	1,149	〃
平成28年度	315	170	1,322	〃

#### (2) 日本南画院大作展（開催期間は4日間）

	展示数（点）	入場者数（人）	会場
平成30年度	20	69	生涯学習情報センター
平成29年度	20	112	〃
平成28年度	20	131	〃

### 49. もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

#### 【年間来館者】

（単位：人）

年度	個人				団体				無料（減 免）				合計
	一般	高校生	小学生	小計	一般	高校生	小学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
H30	1,913	46	52	2,011	0	0	0	0	37	779	399	1,215	3,226
H29	1,108	60	17	1,185	88	0	0	88	13	775	420	1,208	2,481
H28	1,241	127	48	1,416	111	0	0	111	18	832	214	1,064	2,591

## 《社会教育分野 基本方針5に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆ 令和2年4月に開館予定の市立図書館に大きく期待している。市立図書館を核として、子どもたちの読書活動が活発化・充実化する事業を考えていただきたい。
  
- ◆ 改正入管法施行の影響を受けて、本市においても外国人の増加が見込まれる。そうした中で、外国の方々への日本語教育や、障がいを持つ方々の学習支援という観点を意識することが重要である。教育委員会と市長部局がそれぞれ役割分担しながら、そういった方々との共生の実現を生涯学習の分野で目指していけるよう期待する。また、市立図書館の運営を考える上でも、そういった方々の利用しやすさを意識することは重要である。
  
- ◆ 本市においては、子ども達の読書習慣の定着に課題がある。そのため、市立図書館の運営に当たっては、学校図書館との連携を意識して、課題解決に繋がるような取組みを含めて、特色のある取組みが行われるよう期待する。

## 《点検・評価に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆ 全般的には、変化の激しい時代の状況に応じて子どもたちに求められている教育課題について、子どもたちの実態に応じてしっかり取り組んでいることや、その結果について適切に自己点検評価がなされていることが確認できた。
- ◆ 点検評価は、教育行政として市民に対して説明責任を果たすという大きな役割がある。そして、市民がその報告書により、自分の市の成果や課題を理解することによって、地元の教育の取組みに自信を持ったり、課題については学校と協力して取り組んでいこうという思いになったりして、学校現場や地域の元気の源になればと考える。  
 そのような意味で、来年度に向けて、◎と○の境は何なのか精査・整理をし、◎と評価してもいいところはしっかりと示すべきと考える。その1つの方法として、具体的な到達目標を記載することが考えられる。具体的な到達目標とは言っても、アウトプットの目標もあれば、アウトカム（成果）の目標もある。事業の趣旨と目的に応じて適切に判断してもらえればと考える。
- ◆ 報告書に基づいてP D C Aのサイクルを実施し、義務教育学校や新校の建設など、特色のある取組みを打ち出している。
- ◆ 改正入管法の実施に伴い、外国人の方は増加傾向にある。そのため、外国人の方や、その子どもたちが小・中学校へ入学したいと希望した場合の対応を考えておくことが必要である。同時に、L G B T（性的少数者）の子どもたちへの配慮や、教育環境を実際に作り上げ、多様な児童・生徒に接する教職員に理解を深める研修等の実施も必要である。こういったことに取り組むことは、グローバルな市民性の涵養にも繋がっていくことから積極的に注力されたい。
- ◆ 市立図書館の完成に大きく期待している。外国人や障がいの方に対してもどのような形で生涯学習を支援できるのかという部分についても検討されたい。

### 【各評価の目安】 （評価結果）

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	47
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	2
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0